
さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業
(DBO)
入札説明書等に関する質問への回答書(第1回)

平成31年2月22日

さいたま市

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1-1	5	第2章	5	(2)	イ 敷地面積	A・Bエリアの敷地面積に関する表記が要求水準書P5と異なりますが、どちらを正とすれば宜しいでしょうか。	要求水準書を正としてください。
1-2	7	第2章	8	(1)	本事業の事業範囲	リサイクル0の運営業務と本事業の運営業務の責任分担、費用負担等の詳細は、貴市と本事業契約後に別途協議させて頂けるものと考えて宜しいでしょうか。例えば、本事業側で配置した電気主任技術者がリサイクル0の電気主任技術者も担うと思われませんが、リサイクル0の運営業務起因による事故・損害等の最終的な責任負担は過分と思います。	責任分担、費用負担等の詳細に関する協議は、必要と考えています。ただし、事業者（リサイクル0）も含む三者協議を基本とします。 なお、例えのような場合においては、最終的な責任（費用）負担は、起因者負担が原則と考えます。
1-3	7	第2章	8	(2)	ア設計・建設業務 (イ)	建設工事期間中の解体対象施設において、ごみ処理量削減等の対策を検討されていますでしょうか。	検討していません。
1-4	8	第2章	8	(2)	イ運営業務 (ウ)	余熱利用施設へ供給する余熱量について、要求水準書に最大必要熱量をご指示いただいておりますが、年間売電量を試算する際は、常時最大必要熱量を供給する前提で検討して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-5	8	第2章	8	(3)	イ 環境影響評価の実施	「環境影響評価書は、2020年に縦覧予定」とありますが、これに配慮した入札提案図書類への反映ができません。環境影響評価書に関連して変更が生じた場合は精算対象という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-6	11	第3章	1	(1)	入札参加者の構成	構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。とありますが、参加表明後に企業名、住所、代表者名等が変更になる場合は、変更後に貴市へ変更内容をご提出するものと考えて宜しいでしょうか。手続きにつきまして留意する事項があればご教示ください。	お見込みのとおりです。
1-7	12	第3章	2	(1)	エ 建築物の設計を行う者の要件	業務「建築関連コンサルタント」又は「建設コンサルタント」であれば業務分類は問わないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1-8	12	第3章	2	(2)	建築対象施設の建築物の建設を行う者の要件	少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たし、他の者は下記ア、イ、及びエの要件を満たすこととありますが、元請となる建設JV構成企業以外で、各工種を担う地元企業等を協力企業とする場合は、ア、イ、及びエの要件は不要と考えてよろしいでしょうか。	構成企業の協力企業は、ア、イ及びエの要件を満たす必要はありません。構成企業以外の企業は、要件は不要です。
1-9	12	第3章	2	(2)	ウ	資格を有する監理技術者を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。	複数人の監理技術者候補の提出を認めます。
1-10	12	第3章	2	(2)	ウ	No. 1-9において、証明書類として候補者の監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証・雇用証明書を添付すればよろしいでしょうか。	各候補者の監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証の写し、雇用されている企業の被保険者であることが明記された健康保険証の写しを添付してください。
1-11	12	第3章	2	(3)	ア (イ)	資格を有する監理技術者を複数人挙げ、その中から人選してよろしいでしょうか。	複数人の監理技術者候補の提出を認めます。
1-12	12	第3章	2	(3)	ア (イ)	No. 1-11において、証明書類として候補者の監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証・雇用証明書を添付すればよろしいでしょうか。	No. 1-10を参照してください。
1-13	15	第3章	2	(5)	運営対象施設の運営を行う者の要件 ウ (イ)	「一般廃棄物処理施設（(5)イ(7)に示す施設要件の施設に限る。）における運転管理業務の現場総括責任者としての経験を有すること。」とありますが、本条件に該当する技術者が限定的であるため、対象となる経験として、「現場総括責任者又はそれに準じる経験を有する者（副責任者等）」として頂けないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
1-14	15	第3章	2	(7)	焼却灰の資源化を行う者の要件	有価物であるスラグ、メタル、鉄、アルミ等のその他副生成物の販売を行う者を協力企業に加える場合は、「焼却灰」を「その他副生成物」と修正した上で申請させて頂くことをお認め頂けないでしょうか。その場合、貴市特定調達（或いは平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿）における参加資格を、物品納入等「不用品買受」として頂けないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1-15	16	第3章	3	(1)	コ 消費税及び地方消費税並びに法人税について未納がある者。	法人市民税（さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納があるものとありますが、さいたま市民税の納付義務がある場合に限りと解釈して宜しいでしょうか。その場合、さいたま市以外での法人市民税また法人住民税の納税証明書は不要と考えて宜しいでしょうか。	いずれも、お見込みのとおりです。
1-16	16	第3章	3	(2)	関係会社の入札制限	焼却灰資源化業者及びその関連の運搬業者、鉄道輸送又は船舶輸送に係わる運搬事業者については11頁第3章2(6)において他の入札参加者の構成企業になることが出来るとされています。本項目では「入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業と次に示す資本関係又は人的関係にないものであること」とされていますが、同様に適用除外と解して差し支えないですか？	お見込みのとおりです。
1-17	17	第3章	5	(2)	5 特別目的会社の設立に関する要件	運營業務開始前の運營業務者の所在地は、さいたま市外の代表企業等の事務所でも御了解頂けないでしょうか。所在地を設けるためには、事務所賃借費用等が必要です。運營業務開始前の費用を抑制して、事業費増大の防止を考えています。	入札説明書のとおりとします。なお、現場着工後は、本施設内への設置も可です。
1-18	27	第5章	2	(9)	入札保証金	さいたま市契約規則第9条（以下）で入札保証金免除が可能ですが、本事業の参加資格確認結果の通知において、入札保証金免除の可否も通知して頂けないでしょうか。入札保証金が不要になれば、事業費低減につながります。 （1）一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする保険契約を締結したとき。 （2）令第167条の5に規定する資格を有する者で過去2年の間に国（独立行政法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 （3）前2号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。	参加資格確認申請書類の提出時に、「（追加様式）入札保証金免除申請書」にて、入札保証金の免除を申請してください。結果は参加資格確認結果とあわせて通知します。
1-19	28	第6章	3	-	入札提案書類	提案書、施設計画に係る提案概要及び環境影響評価関連資料の電子データ（CD-R）は、正本のデータでよろしいでしょうか。	提出書類と同様のデータ（正本及び副本を提出するものは両方）を提出してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1-20	29	第6章	3	(5)	施設計画図書 イ (ア) a (a), (b), (c)	各収支を算出する上での余熱供給量は、様式集第17号3-2(別紙1)と同様に9.2GJ/hと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-21	31	第6章	3	(5)	ウ 図面 (ウ) 建築一般図	各階平面図と断面図について、(ウ) 各階機器配置図 (エ) 機器配置断面図 (縦断、横断図) にて兼ねるものとしても宜しいでしょうか。	可とします。
1-22	32	第7章	5	(1)	提案書	技術提案書は両面印刷という理解で宜しいでしょうか。また、字体の指定がございましたらご教示願います。	両面印刷を基本とします。 字体の指定はありません。
1-23	32	第7章	5	(1)	提案書	A3版書類は折り込んでも通し番号が確認できるよう、右側寄りに配置しても宜しいでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
1-24	33	第7章	5	(2)	ア	「図面は、JISの建築製図通則に従って」とのご指示ですが、プラント側図面などのフォーマットを変更しようとする作業が大掛かりになります。図面のフォーマットについては事業者にて任意に設定させていただけないでしょうか。	原則として、入札説明書のとおりとします。
1-25	34	第7章	8	(4)	電力に係る契約	「売電に係る契約の契約者は市とする」とあります。一方、「要求水準書p.43 1.5.12 試運転 (2)エ 試運転期間の売電収入は事業者範囲」となっていますが、売電契約は貴市と考えてよろしいでしょうか。それとも事業者でしょうか。	試運転期間中は、契約先の選定、契約手続き等すべて事業者となります。 なお、現在、東京電力パワーグリッド株式会社では、試運転期間中におけるFIT制度の活用及び電力の買取を行っていないため、試運転期間中に売電を行う場合には、事業者にて、試運転期間中のみ任意の小売電気事業者と契約する必要があります。
1-26	34	第7章	8	(4)	電力に係る契約	No.1-25において、事業者の場合、契約先のご指定はあるでしょうか。	No.1-25を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1-27	34	第7章	8	(4)	電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について	入札時における電力料金の算定においては、東京電力エナジーパートナー株式会社との契約とありますが、構成企業が電力小売事業を行っている場合等で、提案金額の低減に資する場合には、別の提案も認めていただけるものと理解して宜しいでしょうか。	事業期間中の買電電力料金が低減される場合には、提案を可とします。その場合には、提案料金による買電契約を証明する書類（小売電気事業者による確約書等）を提出してください。 なお、制度変更等による電気料金変更の考え方は、入札説明書別紙4のとおりですが、制度変更及び物価変動による改定において、東京電力エナジーパートナー株式会社の電力料金の増加金額を上回る増額変更は認めません。
1-28	34	第7章	8	(5)	事業（リサイクル0）の電力及び上水の取扱い	「事業（リサイクル0）の実施に伴い使用する電力（買電時を含む。）及び上水の各料金は、本事業の事業費に含めるものとする。」とあります。一方、p.42【運営業務の役割分担】では選別設備・保管設備の用役等の調達・管理は事業者（リサイクル0）となっています。また、「要求水準書p.253 第4章維持管理業務 4.1 備品・什器・物品・用役の調達(1)ウ 本施設の光熱水費（事業（リサイクル0）を含む）」と記載されています。 どちらを正とすればよろしいでしょうか。	本施設に係る光熱水費は本事業の事業者とします。
1-29	34	第7章	8	(5)	事業（リサイクル0）の電力及び上水の取扱い	No.1-28において、事業者に含まれる場合、プラントで使用する電力、上水は想定することになりますが、生活用は想定が難しいためご教示をお願いします。	概ね50人程度の生活用水を想定してください。
1-30	34	第7章	8	(5)	事業（リサイクル0）の電力及び上水の取扱い	No.1-28において、事業者で想定した電力、上水を超過して事業者（リサイクル0）が使用した場合には、事業者の責によらない超過分は事業者（リサイクル0）で負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	超過しないことを基本として見込んでください。ただし、想定を大幅に超過し、市が認める場合には、事業者（リサイクル0）に負担を求めることとします。
1-31	34	第7章	8	(5)	事業（リサイクル0）の電力及び上水の取扱い	事業（リサイクル0）の年間ごみ処理量が大きく変動した場合等、当初の想定と事業者（リサイクル0）の用役使用状況が大きく異なることが合理的に証明可能な場合は価格改定の対象となるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-32	34	第7章	8	(5)	事業（リサイクル0）の電力及び上水の取扱い	リサイクル0の上水使用状況が不明確なため、使用量（料金）の想定値が事業者ごとに異なることが危惧されます。事業者間の公平性を保つため、使用量を統一条件としてご提示願います。	No.1-29、No.1-30を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1-33	35	第7章	8	(6)		飛灰又は溶融飛灰の処分等の提案については、資源化を提案する場合は様式第17号3-3にて、最終処分を提案する場合は様式第17号3-4にて提案すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、様式第17号-3-4（別紙1）の灰発生量・灰発生率については、処分等の方法（資源化又は最終処分）に関わらず、発生する品目についてを記入してください。
1-34	35	第7章	8	(6)	ウ	「最終処分の場合に、本施設での飛灰処理に要する薬剤費は、本入札の価格とは別に市が支払う」とありますが、資源化する場合でも運搬のために薬剤処理が必要であれば、薬剤費は貴市のご負担という理解でよろしいでしょうか。	資源化の場合に薬剤処理が必要な場合は、事業者の負担となります。
1-35	35	第7章	8	(6), (7)	飛灰又は溶融飛灰の処分等の提案について、市の最終処分場の延命の提案について	「飛灰又は溶融飛灰の処分等の提案」及び「市の最終処分場の延命の提案」については提出図書の何処に記載すればよろしいでしょうか。もしくは、別途書類を提出すればよろしいでしょうか。	「飛灰又は溶融飛灰の処分等の提案」は、No. 1-33を参照してください。 「市の最終処分場の延命の提案」は、様式第17号-3-4「最終処分量の最小化」にて提案してください。
1-36	35	第7章	8	(7)	市の最終処分場の延命の提案について	埋設廃棄物の掘起しに要する費用を適正に見積れるよう、最終処分場を確認する機会を準備願います。	最終処分場の見学を希望する場合は、担当課に連絡してください。
1-37	35	第7章	8	(7)		市の最終処分場の延命の提案については、様式第17号3-4にて提案すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-38	35	第7章	8	(7)		掘り起こして施設に運搬される埋立廃棄物の性状について、ご教示をお願いします。	参考資料として、閲覧資料9「延命化基本構想業務報告書」、閲覧資料10「埋立残余容量調査業務報告書」、閲覧資料11「精密機能調査業務報告書」を開示します。なお、これらの閲覧資料に対する質問は受け付けません。
1-39	35	第7章	8	(7)	市の最終処分場の延命の提案について	掘起し対象となる埋設廃棄物に関する具体的な条件（種類、性状、埋立量など）をご提示願います。 ※産業廃棄物を含む場合、法的な解釈が明確でないため、適正な処理を提案することが困難となります。	No. 1-38を参照してください。なお、産業廃棄物は含みません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1-40	35	第7章	8	(7)	市の最終処分場の延命の提案についてア	「施設規模の増加、設備機器等の追加は認めない」とありますが、埋立廃棄物の処理を理由とした設備容量の増強も認められないという意味でしょうか。	お見込みのとおりです。
1-41	35	第7章	8	(7)	市の最終処分場の延命の提案についてイ	市内供用中の最終処分場に関する具体的な条件（容量、埋立量、運営時間、最終処分物の搬入量など）をご提示願います。	No. 1-38を参照してください。
1-42	36	第7章	8	(12)	事業(リサイクル0)の入札参加者への開示用資料の提供	「市は、落札者決定後速やかに、…事業(リサイクル0)の入札提案書類の検討・作成に必要な資料を…」とありますが、この場合、事業者(リサイクル0)は、事業者(DB0)が提出した入札提案書類に基づき、入札提案書類(入札書および技術提案書)を作成することになりますが、事業者(DB0)が提出した入札提案書類は、貴市との実施設計協議により変更が生じる可能性が高いと思料します。係る変更に伴い、事業者(リサイクル0)の入札提案書類(入札書および技術提案書)に変更が生じた場合のリスクは、貴市にてご負担頂きますようお願い致します。	市、事業者(DB0)、事業者(リサイクル0)の三者協議によります。
1-43	40	別紙2	-	-	本事業・事業(リサイクル0)の主な業務範囲等	選別設備・保管設備における建築物等の維持管理の所掌が事業者となっていますが、リサイクル0作業者の過失にて建築物の損傷が起きた場合も、事業者側の対応となるのでしょうか。	事業者(リサイクル0)の過失による場合でも補修等の対応は事業者に求めますが、費用負担は原因者負担を原則とします。
1-44	41	別紙2	-	-	運営業務の範囲	選別設備の受入は事業者の業務範囲となっていますが、p.40【主な業務範囲】では運営業務の搬入管理は事業者(リサイクル0)となっています。また、p.42【運営業務の役割分担】では受入・搬入管理の車両誘導およびプラットホーム誘導は事業者(リサイクル0)となっています。受入はすべて事業者の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。	選別設備の処理対象物であるびん、かんについては、お見込みのとおりです。ただし、要求水準書P60第2編第2章2.1.1(5)を満足してください。
1-45	42	別紙2	-	-	運営業務の役割分担	関連業務/清掃について、事業者(リサイクル0)範囲部分については、共用部分を除き、事業者(リサイクル0)範囲という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1-46	44	別紙3	2	(2)	ア 高効率ごみ発電施設の運営業務委託料の算定方法	運営業務委託料B②補修費用にて「補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とする。年度毎に支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。」とありますが、各年度の補修費用は運営期間を通じて一定額でご提案してもよろしいでしょうか。	補修費用は、各年度の補修計画に合わせた金額とします。
1-47	44	別紙3	2	(2)	運営業務に係る対価ア	高効率ごみ発電施設において、ごみ質が想定から大幅に異なる場合には、運営業務委託料の算定方法を別途協議願います。	協議を行います。
1-48	44	別紙3	2	(2)	運営業務に係る対価ア ※2	破砕残渣等搬入量は「計量機能付コンベヤにより計量したデータを用いることも可」とありますが、『搬入量－マテリアルリサイクル推進施設の各資源化物量』にて算出することは可能でしょうか。	不可とします。
1-49	44	別紙3	2	(2)	運営業務に係る対価ア ※2	混載により搬入されたもえるごみを搬入量に加える方法としての実測補法の記述がありますが、作業負荷の見積のため、搬入車両に占めるもえるごみを混載した車両の割合をご教示願います。	混載の場合の実処理量の扱いは、要求水準書P61第2編第2章2.1.2(1)アに記載のとおりとし、入札説明書の下記の2カ所を削除するものとします。 ①P44、ア、※2 削除箇所：「また、マテリアルリサイクル推進施設の処理対象物との混載により搬入されたもえるごみの搬入量は、荷下ろし後に小型計量機により計量したデータを用いることも可とする。」 ②P45、イ、※2 削除箇所：「（ただし、もえるごみとの混載により搬入されたマテリアルリサイクル推進施設処理対象物の搬入量は、荷下ろし後に小型計量機により計量したデータを用いることも可とする。）」
1-50	45	別紙3	2	(2)	イ マテリアルリサイクル推進施設の運営業務委託料の算定方法	運営業務委託料D②補修費用の対象範囲は、選別設備・保管設備については建築物等のみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-51	48	別紙3	4	(1)	ア 設計・建設業務に係る対価	物価変動による請負代金額の見直しは、建築及びプラントの各々で変更請求できるという理解で宜しいでしょうか。	請負代金額の内訳は、建築・プラント等で別れていますが、請負代金額は建設工事として1つの金額になります。変更請求は受注者の代表者（代表企業）が行う必要があります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1-52	48	別紙3	4	(1)	イ 運營業務に係る対価	落札者の提案する指標とありますが、提案する指標は、任意様式で提案書と併せて提出すれば宜しいでしょうか。	落札者決定後、落札者は任意様式にて提出してください。
1-53	49	別紙3	4	(2)	改定の条件	入札提案書類の提出期限が7月5日であることから、入札時の指標については6月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）とさせて頂けないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。なお、受注者は、契約締結年度終了後速やかに、契約締結年度における指標を提出するものとします。
1-54	49	別紙3	4	(2)	改定の条件	改定の頻度は年度毎とされていますが、年度中においても急激な物価上下落が生じた場合は、協議とさせて頂けないでしょうか。	市が必要と認める場合には、協議を行います。
1-55	49	別紙3	4	(4)	その他例外的な改定について	運營業務委託料B及びDは、ごみ量変動で改定される記載がございません。固定費なので基本的には、ごみ量による変動はありませんが、ごみ量が計画よりも著しく増えた場合、設備稼働増、受付人員増等の事態が生じる可能性があります。こうした状況に陥った場合は、委託料の改定を協議させて頂けないでしょうか。	市が必要と認める場合には、協議を行います。
1-56	55	別紙5	3	(4)	補修業務を実施しなかった場合の減額の措置	「補修業務については、事業者が特段の理由なく補修計画どおりに実施しなかった場合…」とありますが、ここでいう補修計画は、要求水準書第4章4.7(3)の「各年度の補修計画」を指すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-57	57	別紙5	4	(3)	焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の各発生量の未達成の場合に係る減額等の措置	実灰発生量（各灰の搬出量÷高効率ごみ発電施設の処理量）が、提案灰発生率を10%以上上回った場合には減額することとなっていますが、当該期間に処理したごみ中の灰分割合が要求水準書で提示されている灰分割合に収まっていることを確認することができないと思われれます。発生率の増加が事業者の責であることが明らかな場合の措置と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
1-58	57	別紙5	4	(3)	発生量の未達成時の減額措置	焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の発生量未達成分に関して、各灰を資源化した場合でも本減額措置は適用されると考えてよろしいでしょうか。また、飛灰又は溶融飛灰の処分等単価は、入札説明書35ページ「第7章 8留意事項 (6) 飛灰又は溶融飛灰の処分等の提案について」に基づくものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 処分等単価は、提案された処分等の方法による当該年度の単価となります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1-59	57	別紙5	4	(3)	焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の各発生量の未達成の場合に係る減額等の措置	ごみ中の灰分が想定より大幅に異なる場合は、算定方法について別途協議願います。	協議を行います。
1-60	57	別紙5	4	(4)	有効利用の未達成時の減額措置	有効利用が未達成となった場合、事業者は、未達成分の資源化物の処分費用実費を負担した上で、さらに運營業務委託料の減額（処分量×30,000円/t）措置を受けるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-61	57	別紙5	4	(4)	有効利用の未達成時の減額措置	本項での減額措置は、(3)焼却灰、飛灰又は溶融飛灰の各発生量の未達成に係る減額措置とは別に適用されるという理解でよろしいでしょうか。例えば、焼却灰の実発生量が増加した上に有効利用が出来なかった場合は、(3)と(4)の両方の減額措置が適用となるということでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-1	5	第1編	第3章	3.2.2	(1)敷地全体面積	工事エリアの境界線について、操業上支障のない範囲で提案として宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、既存東部環境センターの円滑な運営と既存施設搬入者や稼働に対する安全確保を優先してください。
2-2	5	第1編	第3章	3.2.3	計画地盤高	現地調査の結果、敷地と周囲前面道路にレベル差がありません。既存のレベルを前提に計画地盤高さを想定した場合に現況道路と新たに段差が生じる場合は新規擁壁が必要になりますが、法面で計画することは可能でしょうか。	提案を可とします。ただし都市計画法、都市計画法に基づく開発許可手引書（さいたま市）等の基準を遵守してください。
2-3	5	第1編	第3章	3.2.3	計画地盤高	現地調査の結果、敷地と周囲前面道路にレベル差がありません。現時点で既存のレベルで前面道路との段差を擁壁で処理されている部分において、計画地盤を変更しない場合や下げる場合、上がったも上載荷重が影響しない法面とすることで、既存の擁壁を存置し、洗浄や仕上げを見込むものと考えてよろしいか。	既存の擁壁を流用することは不可とします。
2-4	5	第1編	第3章	3.2.4	地質	「・・・土壌汚染対策法にかかる・・・調査未実施箇所において、・・・調査時期は解体工事の着手前とする。」とありますが、調査未実施箇所とは添付資料7の「建物が存在するため現時点では調査不可能な範囲」という理解してよろしいでしょうか。その場合、「6.6.1 解体工事の概要」に一定規模以上の形質変更の届出は提出済みとの記載がありますが、調査命令等は発行されていないものと想定し、法的な調査及び申請関係は不要という理解してよろしいでしょうか。また、解体工事前では対象物下部地盤の調査は困難と思われませんが、調査内容についてご教示をお願いします。	土壌汚染対策法第4条に基づく届出は提出済みであり、調査命令が出されたため、法令等に基づき調査を実施しております。調査実施箇所については、汚染は確認されておらず、対策は不要です。調査未実施箇所の範囲については、お見込みのとおりであり、法令等に基づく調査が必要です。汚染が確認された場合は、法令等に基づき手続き等が必要になります。
2-5	5	第1編	第3章	3.2.4	地質	「添付資料 土壌汚染対策調査結果」より調査範囲（建物外）については、土壌汚染対策は不要という理解で宜しいでしょうか。また土壌汚染対策調査未実施箇所において、調査時期は解体工事の着手前とするとありますが、建設工事に支障となる可能性がある場合は、調査時期について、ご協議いただけるという理解で宜しいでしょうか。	No.2-4を参照してください。調査時期は設計・建設業務に支障のない時期とお考えください。
2-6	5	第1編	第3章	3.2.4	地質	添付資料6：地質調査報告書を確認しましたが、契約後の事業者が行う調査の結果で相違が認められた場合、工程・金額等の変更について、ご協議いただけるという理解で宜しいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）第10条の5第3項のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-7	6	第1編	第3章	3.2.5	土地利用規制 (1)全体 ア都市施設	既存東部環境センター用地は既に「ごみ焼却ごみ処理場」として、都市計画決定されております。「ごみ焼却ごみ処理場」として、都市計画決定予定とは、新たに取得した敷地南側の民有地（約4,400m ² ）の部分についてとの理解で宜しいでしょうか。	敷地全体面積について、都市計画決定（変更）を行います。
2-8	6	第1編	第3章	3.2.6	施設の設置に係る基準 (1)開発行為	「新施設を整備後、共用開始するにあたり、開発区域を工区に分けて先行して工事完了の検査を受けなければならない」とありますが、Bエリアにて先行で実施する「付帯工事（仮設含む）」については、開発行為に該当しないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-9	6	第1編	第3章	3.2.6	施設の設置に係る基準 (1)開発行為	「共用を開始した新施設の使用にあたり、未完了の工区を使用すること（車両の動線など）は認められない」とありますが、電気や用水、都市ガス等、新施設の稼働に必要なユーティリティを確保するため、未完了の工区を使用すること（埋設管路の確保など）は、容認されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-10	6	第1編	第3章	3.2.6	施設の設置に係る基準 (1)開発行為	「開発区域を工区に分けて…検査を受けなければならない」とありますが、開発手続きは通常1敷地1開発区域と思われま。この一連の開発手続きについて、1開発申請で2工区分けでの申請（検査も工区ごと）となりますか、または工区ごとで2本の開発申請が必要でしょうか。	敷地全体を開発区域として一つの申請となります。その中で工区に分けて先行して供用開始する工区は、工区ごとに検査を受け、最後の完了時に敷地全体の検査を受けます。
2-11	6	第1編	第3章	3.2.6	施設の設置に係る基準 (1)開発行為	「開発区域を工区に分けて…検査を受けなければならない」とありますが、本事業における跡地整備完了までの手続きフローを提示願います。	市ホームページに掲載の開発行為の申請手順の標準フロー及び添付資料13を参照してください。
2-12	6	第1編	第3章	3.2.6	施設の設置に係る基準 (1)開発行為	同上、1申請（2工区分け）での申請の場合は開発許可手引書の基準は各工区ごとではなく、敷地全体で基準を満足すればよいものと考えてよろしいでしょうか。この場合、新施設共用開始前の検査時点においては工区単体では開発要件を満たせない状況となりますが、検査を受けることは可能でしょうか。	工区ごとに必要となる基準を満たす必要があります。詳細については、開発行為の承認手続きにおいて関係機関との協議によります。
2-13	6	第1編	第3章	3.2.6	施設の設置に係る基準 (1)開発行為	同上、2申請（2工区分け）での申請であっても開発許可手引書の基準は各工区ごとではなく、敷地全体で基準を満足すればよいものと考えてよろしいでしょうか。もしくは、工区ごとでその基準を満たす必要がありますか。	No. 2-10、2-12を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-14	6	第1編	第3章	3.2.6	施設の設置に係る基準 (1)開発行為	仮設ランプウェイの増築に関しては、開発行為での検査の記述がありません。仮設ランプウェイの増築に関しては開発手続きに基づく完了検査は不要と考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2-15	6	第1編	第3章	3.2.6	(1)開発行為	都市計画及び開発行為の手続きが契約後に予定されていますが、これらの手続きの中で本事業に関わる変更が生じた場合には、その費用、工期について協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	都市計画決定については、お見込みのとおりです。開発行為については、「都市計画法に基づく開発許可手引書（さいたま市）」を満たすことを要求しているため、費用、工期についての協議は行いません。
2-16	6	第1編	第3章	3.2.6	(1)開発行為	開発行為は敷地全体一括で申請するものと推察いたしますが、「・・・先行して工事完了する工区において、必要な接道及び公共施設を含む計画としなければならないが・・・」とありますが、一部工区を先行して工事完了検査を受ける場合、対象工区のみでは「都市計画法に基づく開発許可手引書（さいたま市）」全てを満足することができないものと思われませんが、検査合格のための条件について、ご教示をお願いします。	No.2-10、2-12を参照してください。
2-17	6	第1編	第3章	3.2.6	(1)開発行為	「都市計画法に基づく開発許可手引書（さいたま市）」及び「都市計画法施行令第28上条の3」に従い、敷地境界に沿って緩衝帯5mの配置が必須という理解でよろしいでしょうか。	関係機関との協議によります。
2-18	6	第1編	第3章	3.2.6	(1)開発行為	添付資料13「設計・建設業務想定工程表」によると、除却行為は開発対象外、仮設建築物（ランプウェイや計量棟など）は開発対象と想定されますが、「6.7 付帯工事（仮設含む）」に記載の建築物以外の工事（プラットホーム壁仕舞工事、仮設駐車場など）については、開発対象外と考え、開発許可前の着工は可能という理解でよろしいでしょうか。	仮設建築物（ランプウェイ、計量棟など）は、開発行為には該当しませんが、建築基準法第85条第5項の仮設建築物の許可を受けるにあたりサーマルエネルギーセンターの確認済証が必要なため、その開発承認手続きが必要になります。「6.7付帯工事（仮設含む）」の建築物以外の工事は、開発承認前に着工可能です。
2-19	6	第1編	第3章	3.2.6	施設の設置に係る基準 (2)雨水流出抑制施設	「設置時期は設計・建設業務完了時でよいが、工事中の濁水対策等を施す」とありますが、Aエリアの共用開始後、Bエリアの調整池が整備されるまでは、P.46,1.7.3 仮設工事（11）に記載の「沈砂池で沈砂後、仮設水路等を經由して放流する」等の仮設対応で問題ないでしょうか。 また、調整池の必要対策量2,400m ³ とありますが、工事中の濁水対策量については特に指定はなく、事業者提案であると考えてよろしいでしょうか。	前段は問題ありません。 後段はお見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-20	6	第1編	第3章	3.2.6	(2) 雨水流出抑制施設	原則として敷地内に1箇所とありますが、複数箇所に分割する提案も宜しいでしょうか。	複数箇所の分割も可とします。ただし、将来にわたる土地利用を考慮してください。
2-21	6	第1編	第3章	3.2.6	施設の設置に係る基準 (2) 雨水流出抑制施設	「設置数は原則として敷地内に1箇所とする」とありますが、上記開発手続きが2申請となる場合、雨水流出抑制施設は2箇所必要になる可能性も想定する必要がありますでしょうか。	No. 2-10、2-20を参照してください。
2-22	6	第1編	第3章	3.2.6	(2) 雨水流出抑制施設	「さいたま市新サーマルエネルギーセンター整備事業 環境影響評価調査計画書 平成25年11月」P36によると、調整池集水範囲として雨水が流入する範囲及び湛水深を考慮することになっております。敷地外からの雨水流入を見込んだ計画値として必要対策量2400㎡を算出されているという理解でよろしいでしょうか。また、2400㎡の算出根拠について、ご教示をお願いします。また、「都市計画法に基づく開発許可手引書（さいたま市）」及び「さいたま市開発行為等に関する道路等及び排水施設技術基準（排水）」に規定される雨水流出抑制施設は計画不要でしょうか。	閲覧資料12として、平成26年に埼玉県に提出した「雨水流出増加行為協議書」を開示します。
2-23	6	第1編	第3章	3.2.6	(2) 雨水流出抑制施設	雨水流出抑制施設については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づいて設置し、必要対策量は約2,400m ³ と想定するとあります。「さいたま市開発行為等に関する道路等及び排水施設技術基準（排水）」の第7章：排水施設「雨水流出抑制」は考慮しないものとします。	雨水流出抑制施設は、要求水準書のとおり「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき設置してください。
2-24	7	第1編	第3章	3.2.6	施設の設置に係る基準 (4) 道路基準	「工事期間中に限り関係機関と協議の上…使用を妨げるものではない」とありますが、現実的な運用による計画であることを前提に使用できることは可能であり、その使用に関する詳細な対応について協議するものとの理解でよろしいでしょうか。	敷地東側は、施設運営の利用を目的とした車両の出入口としては使用できません。
2-25	8	第1編	第3章	3.3.1	表1-3 事業スケジュール（案）	管理棟機能移転については、事業者の範囲外という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-26	8	第1編	第3章	3.3.1	事業スケジュールの概要 表1-3	表中の「環境影響評価、都市計画決定、農振除外・農地転用、敷地内水路移設、管理棟機能移転」のいずれかの遅延により、建設工事に遅延が発生した場合は、協議いただけませんか。	環境影響評価、都市計画決定、農振除外・農地転用、敷地内水路移設、管理棟機能移転のいずれかの遅延が生じた場合には、協議を行います。
2-27	11	第2編	第1章	1.1.2	(3)表2-3	受入個数85個/日とは平日1日あたりという理解で宜しいでしょうか。それとも年間合計を365日で除したものでしょうか。	平日1日あたりの受入個数です。添付資料11より参考個数として算定したものであり、変動を見込んで計画してください。
2-28	12	第2編	第1章	1.1.2	(3)イ 処理方式	ポケットコイル入りマットレス及びソファの搬入量をご教示願います。	要求水準書（P156）第2編第4章4.10.1を参照してください。
2-29	13	第2編	第1章	1.1.2	(3) エ（エ）びんライン (オ)かんライン	RC不燃残渣（びん残渣、かん残渣）をもえるごみとして処理を提案する場合は、高効率ごみ発電施設のごみピットに搬送しても宜しいでしょうか。またその際は他の残渣と一緒に、残渣集合コンベヤで搬送しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
2-30	13	第2編	第1章	1.1.3	敷地周辺設備	上水・排水・電話等のユーティリティ関係の引き込み点は、「閲覧資料 4」にて確認することができるという理解でよろしいでしょうか。	閲覧資料13として、「水道管管理図」を開示します。不足があれば現地確認してください。
2-31	13	第2編	第1章	1.1.3	(1)電気 (2)用水 (3)排水	工事用ユーティリティとし、電気・用水・排水の取り合い点および使用開始時期についてご教示願います。	工事用のユーティリティ関係は、貴社経験により適切な位置を想定してください。詳細な位置等は受注後の関係機関との協議によります。
2-32	13	第2編	第1章	1.1.3	敷地周辺設備 (1)電気	東京電力パワーグリッド株式会社との接続検討回答が閲覧可能な段階で、閲覧資料において引き込み位置や構内管路（事業者負担分）計画が確認できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、詳細な位置等は受注後の協議となります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-33	13	第2編	第1章	1.1.3	敷地周辺設備 (2) 用水	「プラント用水は、通常時は上水とし、災害時等の緊急時のみ井水によるバックアップを行う。また、通常時の井水利用の提案も可とする。」とありますが、掘削工事及び浄化設備設定の資料として、周辺の井戸の深さ、水質等の資料を頂けないでしょうか。	閲覧資料5より想定してください。これ以外に提示できる資料はありません。
2-34	13	第2編	第1章	1.1.3	敷地周辺設備 (2) 用水	井水水質の浄化設備を検討するにあたり、井水の水質をご提示願います。	No. 2-33を参照してください。
2-35	13 119	第2編	第1章 第3章	1.1.3 3.14.1	敷地周辺設備(2) 用水 共通事項(7)	雨水排水について、「さいたま市新サーマルエネルギーセンター整備事業 環境影響評価調査計画書 平成25年11月」p. 32によると、雨水貯留槽へ導き構内利用を図る旨の記載がありますが、雨水貯留槽は提案によるものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-36	13	第2編	第1章	1.1.3	(2) 用水	「緊急時のみ井水によるバックアップを行う」とあり、「井水水質の浄化は事業者範囲とする」とあります。井水水質等のご教示をお願いします。	No. 2-33を参照してください。
2-37	13	第2編	第1章	1.1.3	敷地周辺設備 (2) 用水	「水道負担金については市の負担とし」とありますが既存引き込み位置とは別に新規引き込みが必要でしょうか。その場合引き込み検討のため、敷地周囲の道路に埋設されている給水本管及び管径、本管に接続可能な管径を提示願います。また、上水引込位置の指定がありましたらご提示ください。指定がない場合は、事業者の任意の位置で取水可能と考えてよろしいでしょうか。	現状、東部環境センターの敷地には配管口径100mm、50mm、20mmの給水管が引き込まれており、100mmの引き込みより供給を行っています。また、50mm、20mmの引き込みに関しては現在利用しておりません。新規引き込みを行う場合は、給水本管(150mm)が敷地西側にあるため、そこから100mm以下の引き込みとなります。なお、引き込み位置の指定はありませんが、最終的に引き込み箇所を一か所にする必要があります。
2-38	13	第2編	第1章	1.1.3	(3) 排水	場内の雨水排水の放流先は、添付資料14：既存施設排水平面図に示されている2箇所の既存マンホールでしょうか。その場合、接続マンホールのサイズ、接続するレベル等をご教示願います。	お見込みのとおりです。マンホール人孔のサイズは2箇所とも900mmです。レベル等に関しては資料がないため、詳細については現地調査してください。
2-39	13	第2編	第1章	1.1.3	(3) 排水	生活排水と同様に雨水排水も暫定流末管を放流取り合い点と理解して宜しいでしょうか。また、放流取り合い点の位置をご教示ください。	既存の取付管の利用は可としますが、新規接続は不可となります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-40	13	第2編	第1章	1.1.3	敷地周辺設備 (3) 排水	合併処理浄化槽の処理排水放流先である暫定流末管φ500の位置、埋設深さ等詳細情報をご提示ください。	No. 2-38を参照してください。
2-41	13	第2編	第1章	1.1.3	敷地周辺設備 (4) 電話・通信	「建設事業にて引き込む」とありますが、既存引き込み位置とは別に新規引き込みが必要でしょうか。その場合引き込み検討のため、敷地周囲の架空線状況を提示願います。また引き込み位置の指定がありましたらご提示ください。指定がない場合は、事業者の任意の位置で引き込み可能と考えてよろしいでしょうか。	電話・通信については、既存の引き込み位置でも問題ありません。新規引き込みの場合は事業者の任意の位置で構いません。敷地周囲の架空線状況は現地確認願います。
2-42	13	第2編	第1章	1.1.3	(5) 燃料	都市ガスは非発認定と考えてよろしいでしょうか。	ガス事業者により供給されるガスをガス専焼発電設備の燃料とする場合においては、(一社)日本内燃力発電設備協会に設置された「ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会」において主燃料の安定供給の確保に係る評価を受けてください。
2-43	13	第2編	第1章	1.1.3	(5) 燃料	中圧ガスの圧力範囲は0.3~1.0MPaですが、本施設取合点での圧力はいくらになるでしょうか。	中圧ガスの圧力範囲は0.3~1.0MPaです。現状では敷地内のガバナにて0.15MPaに減圧しています。閲覧資料6を参照してください。
2-44	14	第2編	第1章	1.1.3	敷地周辺設備 (5) 燃料	都市ガスの引込に係る費用は、貴市とガス会社との協議によるため、現段階では事業者にて想定することが困難です。したがって、引込工事に関する費用は、電力同様、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-45	14	第2編	第1章	1.1.3	敷地周辺設備 (5) 燃料	都市ガス(中圧ガス配管)の供給ガス圧力条件をご提示願います。	No. 2-43を参照してください。
2-46	14	第2編	第1章	1.1.4	(5) ア 事前調査	家屋調査範囲を図示して頂くようお願いします。	閲覧資料14として提示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-47	14	第2編	第1章	1.1.4	(5) ア事前調査	契約後の事前調査の結果により入札公告資料と相違が認められた場合、工程・金額等の変更協議の対象と考えて宜しいでしょうか。又、施工中に入札公告資料と相違が認められた場合も同様と考えて宜しいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）第10条の5第3項のとおりです。
2-48	14	第2編	第1章	1.1.4	(5) エ 関連設備の整備等	電波障害が発生した場合の協力や工事に関する費用は必要になった場合、別途協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-49	14	第2編	第1章	1.1.4	建設事業者の業務概要 (5) エ関連設備の整備等	「電波障害については、障害が起きた場合でかつ事業範囲内の工事が必要になった場合、市の要請に従い誠意をもって必要な協力や工事を行う」とありますが、工事が必要となった場合の費用は別途清算いただけると考えてよろしいでしょうか。	No. 2-48を参照してください。
2-50	15	第2編	第1章	1.1.4	建設事業者の業務概要 (5) オ環境影響評価書の遵守	建築事業者が実施する事後調査により、対策工事が必要となった場合の費用については、現時点では環境影響評価書が未策定のため、別途清算いただけると考えてよろしいでしょうか。	環境影響評価の事後調査（2022年度～2027年度末）までは市にて実施します。 事後調査により対策工事が追加で必要となった場合には市で負担します。
2-51	15	第2編	第1章	1.1.4	(5) オ 環境影響評価書の遵守	建設事業者が実施する事後調査及びモニタリングの内容について、ご教示をお願いします。	No. 2-50を参照してください。
2-52	15	第2編	第1章	1.1.4	(5) キ 地元雇用や 地元企業の活用	地元企業は、市内に本店又は本社を有する者との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-53	15	第2編	第1章	1.1.4	ク 住民対応・説明	事業説明用のパンフレットの必要部数のご教示をお願いします。	5,000部及び加工できる電子データを提出してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-54	15	第2編	第1章	1.1.4	(5) シ 法定資格者の配置	設計・建設業務期間中に、第2種電気主任技術者を運営事業者から配置する場合は外部選任は不可となっていますが、建設事業者から配置する場合は外部選任は可という理解でよろしいでしょうか。	建設事業者から配置する場合も外部選任は認められません。
2-55	15	第2編	第1章	1.1.4	(5) シ 法定資格者の配置	第2種ボイラ・タービン主任技術者を配置するとありますが、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解で宜しいでしょうか。	電気事業法第四十三条第2項による選任許可の申請が可能な有資格者であれば問題ありません。
2-56	16	第2編	第1章	1.2.1	処理対象物の種類 (8) 災害廃棄物	本施設内において、災害廃棄物の分別業務が発生する場合、分別業務は本事業の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、小規模な災害で搬入される場合等は本事業の範囲とします。
2-57	17	第2編	第1章	1.2.2	計画処理量	災害廃棄物処理を処理した際の処理費用変動分は別途精算して頂けますでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、小規模な災害で搬入される場合や、ごみ質条件を大幅に逸脱していない場合には、処理量に応じた支払いとし、精算はしません。
2-58	18	第2編	第1章	1.2.3	計画ごみ質	「※計画ごみ質には、カレット残渣を含まない」とありますが、灰分などの想定をするためにも性状の設定が必要です。条件統一のため、カレット残渣の性状をご提示願います。	計画ごみ質は、カレット残渣を考慮した結果として、表2-5のとおりとします。
2-59	18	第2編	第1章	1.2.3	計画ごみ質	計画ごみ質は、もえるごみ、破碎可燃残渣、破碎不燃残渣等を含んだ値とありますが、表2-4の処理対象物からカレット残渣、雑がみ以外の全てを加味したごみ質と考えてよろしいでしょうか。	No. 2-58を参照してください。
2-60	18	第2編	第1章	1.2.5	ごみ搬入日及び搬入・搬出時間	早朝及び18:30頃まで収集する車両に対する料金徴収代行業務は不要と考えてよろしいでしょうか。	早朝から8:30、16:30から18:30頃まで及び12:00から13:00の料金徴収代行業務は必要ありませんが、施設への収集車両の搬入はあります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-61	18	第2編	第1章	1.2.5	ごみ搬入日及び搬入・搬出時間 (1) 搬入	「月～金8:30-16:30」とありますが、昼休憩時間は無しで受け入れるものと理解してよろしいでしょうか（昼休憩の有無により、1人当たりの所定労働時間、ひいては必要人数が異なるため）。	12:00から13:00の料金徴収代行業務は必要がないため、計量棟への人員配置は求めません。
2-62	18	第2編	第1章	1.2.5	ごみ搬入日及び搬入・搬出時間 (1) 搬入	「早朝のごみ収集がある日（週2回）は朝6:00より計量受付する。」とありますが、この「早朝のごみ収集」によって搬入される車両は、搬入委託車両のみと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-63	18	第2編	第1章	1.2.5	(1) 搬入	引用されているさいたま市清掃センター条例施行規則によると、搬入時間（第5条）は、午前8時30分から午後零時まで及び午後1時から午後4時30分まで（土曜日にあつては、午後8時30分から午後零時まで）とされています。 一方で、本事業は、月～金8時30分～16時30分、土8時30分～12時、早朝のごみ収集がある日（週2回）は朝6時より計量受付、直営収集は日曜日を除き18時30分頃まで計量受付とされています。 本事業の個別条件としての計量受付は理解しますが、他施設より受付時間が長い等で、本事業側にごみの搬入が集中することを懸念しています。 については、直営以外の搬入時間は、さいたま市清掃センター条例施行規則の搬入時間として頂けないでしょうか。	No. 2-60、2-61を参照してください。
2-64	23	第2編	第1章	1.2.13	(2) 排水に関する基準	表2-13の排水基準の「カドミウム及びその化合物」、「トリクロロエチレン」について、さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則別表第6に記載の値よりも大きな値となっております。どちらが正でしょうか。	カドミウム及びその化合物を0.03mg/ℓ、トリクロロエチレンを0.1mg/ℓに訂正します。
2-65	27	第2編	第1章	1.2.13	公害防止基準 (7)ア 溶出基準 表2-20	溶出基準は、焼却灰及び飛灰処理物を最終処分する場合に適用される基準という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-66	29	第2編	第1章	1.3.2	計画処理量（破砕設備）	「不燃性粗大ごみと可燃性粗大ごみの重量比は建設事業者にて設定する」となっていますが、搬入ごみの重量についてご教示をお願いします。	貴社の経験により設定してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-67	33	第2編	第1章	1.3.9	搬出入車両の最大寸法 (表2-32 車両の最大仕様)	カレット搬出車両の最大仕様のご教示をお願いします。	破砕鉄等の10tダンプ車と同じです。
2-68	35	第2編	第1章	1.3.13	表2-35	ご提示いただいた年間処理量、年間稼働日数、施設規模から逆算した変動係数は、表2-35の実績値と乖離があるかと思われます。もえないごみ、缶について施設規模の見直しは必要ないでしょうか。 逆算値 表2-35 ・もえないごみ：約1.17 1.19～1.29 ・びん：約1.11 1.08～1.15 ・かん：約1.04 1.12～1.20	要求水準書のとおりです。
2-69	40	第2編	第1章	1.5.3	実施設計から工事までの手順(参考)(2)	承諾申請図書の承諾を得た上で本施設の施工を開始することになっておりますが、先行工事、除却工事などは先行承諾ができるものとの理解してよろしいでしょうか。また、「オ 各工事積算内訳書」や「カ 鳥瞰図(方向を変えた2種類)」などは、実施設計図面確定後の作業になりますので、承諾時期は同時ではなくてもよろしいでしょうか。	付帯工事については、実施設計と同等の内容であれば、先行的に承諾申請ができるものとします。各工事積算内訳書及び鳥瞰図は実施設計完了後、速やかに提出するものとします。
2-70	40	第2編	第1章	1.5.6	許認可	添付資料13「設計・建設業務想定工程表」によると、開発許可に5ヶ月、計画通知に5ヶ月と想定されていますが、両者とも標準的な日数と理解してよろしいでしょうか。また、弊社実績から勘案すると、計画通知は3ヶ月程度と思われるのですが、短縮可能でしょうか。	開発行為の承認手続期間、建築基準法に基づく手続期間は市の標準的な期間として想定しています。計画通知は市のみ審査可能であり、審査期間は市の標準期間を想定して下さい。
2-71	40	第2編	第1章	1.5.7	工事(3)	「建設工事については、原則として、仮設工事も含めて建設用地内で行うものとし、これにより難しい場合は市と協議する」とあります。建設用地内で行うことで計画しますが、もし、仮設事務所等の用地が不足する場合の候補地がありましたらご教示願います。その場合の候補地は有償でしょうか。有償の場合には単価のご教示をお願いします。	仮設事務所等の用地として、市が紹介できる候補地等はありません。
2-72	42	第2編	第1章	1.5.11	(3) 鉄塔更新工事	東京電力パワーグリッド株式会社による特別高圧線の鉄塔更新工事に関し、工事内容(工事必要場所、工程、埋設配管との取合所掌等)のご教示をお願いします。	閲覧資料1を参照してください。これ以外に開示できる情報はありません。
2-73	42	第2編	第1章	1.5.11	(3) 別途工事との調整	本事業のための東京電力パワーグリッド株式会社による特別高圧線の鉄塔更新及び地中線引込工事を予定とありますが、工事の概要及び時期についてご教示ください。	No. 2-72を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-74	42	第2編	第1章	1.5.11	(4)農業用水路の移設工事	「敷地南側に新たに設置するボックスカルバートまで、現計量棟から排水するための塩ビ管（φ150）を設置する」とありますが、この工事は貴市範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-75	42	第2編	第1章	1.5.11	別途工事との調整(4)	「・・・詳細の撤去数量は、添付資料を参照するものとする。」とありますが、閲覧資料7に詳述されているものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-76	42	第2編	第1章	1.5.11	別途工事との調整(4)	「本工事で支障の時期に撤去する」とありますがこの撤去工事は市にて行われるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者にて撤去してください。撤去範囲等の詳細は、閲覧資料7を参照してください。
2-77	42	第2編	第1章	1.5.11	(4)別途工事との調整	貴市が2019年度内に予定している農業用水路の移設工事では、一部は撤去しないで本工事で支障の時期に撤去するとありますが、撤去しない範囲をご教示願います。また、貴市が敷地南側に新たに設置するボックスカルバートの範囲及びサイズ、現計量棟から排水するための塩ビ管（φ150）の経路をご教示願います。	閲覧資料7を参照してください。
2-78	42	第2編	第1章	1.5.12	試運転	正式引渡し予定日までの1カ月間の試運転は、本施設の計画処理量を全量受入、処理を行うとあります。建設事業者は、通常この期間は性能試験後の分析結果待ちや性能試験報告書等の作成の期間であり、ごみ処理を行うニーズはありませんので、本施設竣工後に停止する既存施設のごみ処理という貴市のニーズによると思料します。このため、この期間の飛灰の運搬・処理・処分については、本事業の役割分担と合わせて、貴市の範囲としていただけませんか。	要求水準書のとおりとします。
2-79	43	第2編	第1章	1.5.12	(2)エ 売電収入	「試運転により発生する売電収入」が建設事業者の費用負担範囲となっていますが、試運転期間の余剰電力は有償で買い取っていただけない場合があります。今回の試運転期間における電力買取については、電力会社と事前協議済と考えてよろしいでしょうか。	No.1-25を参照してください。
2-80	43	第2編	第1章	1.5.12	(2)オ	建設事業者の費用負担にマテリアル施設の試運転で発生する資源物は事業者にて処分となっていますが、品質が基準を満たしているものについては貴市にて引取をお願いできませんでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-81	43	第2編	第1章	1.5.12	試運転(4)事業者(リサイクル0)の費用負担範囲	運転指導受講に係る費用。とありますが、試運転期間中のびん、缶選別の運転に係る人件費はリサイクル0側の負担と考えて宜しいでしょうか。当該試運転業務におけるDB0事業者の役割は、運転指導員による教育のみと考えて宜しいでしょうか。	試運転期間中の運転は建設事業者にて実施してください。事業者(リサイクル0)は引渡し後の円滑な運転を実施するための運転指導受講のみとなります。なお、試運転業務の一部を事業者(リサイクル0)に委託することも可とします。
2-82	45	第2編	第1章	1.7.1	(4)コンクリート塊の有効利用	コンクリート塊を埋め戻し材として利用する提案を認めて頂けないでしょうか。不可の場合、その理由をご教授願います。	要求水準書のとおりとします。
2-83	46	第2編	第1章	1.7.3	仮設工事(2)	「十分な事前調査をおこない…実施する」とありますが、見積もり提出までに特に埋設物を中心に現場での参加企業による調査はできないため見積り額を入札価格に反映できません。提示されている整備手順に基づく、主要な切り回し工事または構内の主要な切り回しの必要なものについて具体的に提示願います。	貴社の経験により想定してください。
2-84	46	第2編	第1章	1.7.3	(4)工所用電力・電話の取合点	「工所用電力及び電話を外部より引き込む場合の取合点は提案による」とあります。取合点の制約がありましたらご教示願います。	特にありません。
2-85	46	第2編	第1章	1.7.3	仮設工事(11)	工事中に発生した排水の排水基準をご教示願います。	さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則別表第6及び別表第9を遵守してください。
2-86	50	第2編	第1章	1.8.4	保証事項(2)性能保証事項表2-40	各性能試験中に薬剤処理した飛灰処理物は、所定の性能を確認後、最終処分場に搬送するという認識でよろしいでしょうか。	事業者の責任において処分してください。
2-87	51	第2編	第1章	1.8.4	(2)性能保証事項	炉体、ボイラーケーシング外表温度が記録計による連続記録となっておりますが、性能試験中の温度変化はあまりないと考えますので、ハンディタイプの温度計により瞬時値を計測することでもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-88	60	第2編	第1章	2.1.1	本施設の配置・動線(12)	「・・・施設周回道路の幅員は一方通行（一車線）の場合を6mとし、対面通行（二車線）は8mを基本とする。ランプウェイ方式の場合は一方通行（一車線）の場合を7m（内寸、歩道付）とする。」とありますが、ランプウェイ以外で幅員9m未満の道路であれば歩道の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。幅員9m以上の場合は「都市計画法に基づく開発許可手引書（さいたま市）」及び「都市計画法施行令第25条5号」に従い、歩道（路肩両側0.5m+歩道2m）の設置が必要と考えます。	都市計画法施行令第25条第5号、都市計画法に基づく開発許可等手引書（さいたま市）の歩車道の規定は、法律上の道路が対象であり、敷地内の周回道路は適用されません。敷地内の周回道路等への歩道の設置は、提案によります。
2-89	60	第2編	第2章	2.1.1	(12)ランプウェイの幅員	ランプウェイ方式の場合は一方通行（一車線）の場合を7m（内寸、歩道付）とありますが、車道6m、歩道1m、全内寸7mという理解で宜しいでしょうか。	ランプウェイの歩道幅は、人が通行できることを条件に提案を可とします。
2-90	60	第2編	第2章	2.1.1	本施設の配置・動線(14)	現地調査の結果、給水の量水器がBエリアにあり、新規工場へ引込工事を行う際に既存工場への影響があるため、A工区内に新規に引き込むものと考えてよろしいでしょうか。また、引き込み位置に指定がある場合はご指示願います。	提案を可とします。引き込み位置の指定はありません。
2-91	60	第2編	第2章	2.1.1	本施設の配置・動線(14)	現地調査の結果、既存のガス引込位置がBエリアにあり、新規工場へ引込工事を行う際に既存工場への影響があるため、A工区内に新規に引き込むものと考えてよろしいでしょうか。また、引き込み位置に指定がある場合はご指示願います（ガス会社との協議が必要です。）	提案を可とします。引き込み位置の指定はありません。
2-92	60	第2編	第2章	2.1.1	本施設の配置・動線(14)	現地調査の結果、既存の通信・電話引込位置がAエリアにあり、新規工場建設時には工事区域内となります。管理やメンテナンス面を考慮しAエリア工事着手前にB工事エリア内に引き込み位置を移設する必要があると考えてよろしいでしょうか。またその際の引き込み位置をご指示願います。	提案を可とします。引き込み位置の指定はありません。
2-93	60	第2編	第2章	2.1.1	本施設の配置・動線(14)	現地調査の結果、市道21768号線道路境界に沿って、電柱が多数設置していますが、これらの電柱は存置するものと考えてよろしいでしょうか。また計画し、施工上支障がある場合は事業者において移設はできるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。平成31年中に現在の電柱を敷地内に市にて移設します。なお、施工上支障がある場合には建設事業者にて電力事業者等と協議のうえ、移設を行うことを可とします。
2-94	61	第2編	第2章	2.1.1	本施設の配置・動線(21)	バス停の設置位置が余熱利用施設側に変更された場合、待機シェルターを含めて別途工事と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、提案時には要求水準書に記載のとおり、敷地内に設置するものとしてください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-95	61	第2編	第2章	2.1.1	本施設の配置・動線(22)	「市職員が常駐する管理棟は必要ない。」とありますが、貴市職員は本施設には常駐しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-96	61	第2編	第2章	2.1.2	(1)イ 事業者による直接搬入	「イ 事業者による直接搬入」「ウ 事業者による直接搬入車両」とありますが、この場合の事業者とは運営事業者のことでしょうか。	事業系ごみの委託業者及び許可業者を指します。
2-97	61	第2編	第2章	2.2	その他工事との調整	「事業予定地では、・・・特別高圧線の鉄塔更新及び地中線引込工事、・・・定期修繕工事、・・・余熱利用施設建設工事が予定されている。これらの工事に際しては、工程等に配慮するとともに市に協力し、別途工事業者と調整を行うものとする。このほかに別途工事が発生した場合においても同様とする。」とありますが、工程調整程度を想定し、その他工事の関連工事が発生した場合の費用は別途協議頂けるものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、その他工事に起因する関連工事が発生しないようにしてください。
2-98	61	第2編	第2章	2.2	別途工事	余熱利用施設建設工事など別途工事について工程等に配慮するとありますが、別途工事の工程についてご教示ください。	要求水準書、要求水準書添付資料に示す以外で開示できる情報はありません。
2-99	62	第2編	第3章	3.1.1	歩廊、階段等(7)	手摺の高さについて階段部とその他を分けて記載されているにも関わらず、共に1,100mm(有効)となっていますが間違いないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-100	63	第2編	第3章	3.1.5	地震対策(1)	「本施設においては、地震動対応レベルは個別建築物で設定せず、敷地内全ての建築物で統一する。」とありますが、工場棟が構造計算ルートⅢになる場合、計量棟などの小規模建築物もルートⅢで検討する必要があると理解すればよろしいでしょうか。もしくは、建築基準法を満足する構造計算を行うことでよろしいでしょうか。	建築基準法を満足する構造計算を行うものとしてください。
2-101	64	第2編	第3章	3.1.5	地震対策(11)	地震における天井被害や落下防止については、平成26年4月1日、天井脱落対策に係る一連の技術基準告示(国土交通省平成25年告示第771号他)を遵守することで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。技術基準告示に示される特定天井のほか、管理部分において、災害時の機能が必要なエリアも対象として下さい。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-102	65	第2編	第3章	3.2.1	ごみ計量機 (5)ア	ご指示の通り「市他の施設及び本庁との連携を図るため完全な互換性を持たせる」には、貴市の他施設にて採用されている計量データシステムの、より詳細な仕様が必要です。仕様遵守ならびに公平性の担保のため、資料をご提示願います。	提示できる資料はありません。
2-103	65	第2編	第3章	3.2.1	(5)ア 計量データ 処理システム	計量データシステムは、市役所本庁舎、環境施設管理課をはじめ、貴市の他施設の計量システムのネットワークに接続するとなっておりますが、ネットワーク接続に伴う既設の改造はないもの、もしくは本建設の範囲外と捉えて宜しいでしょうか。	本施設をネットワークに追加するため、データ処理システムの改修は必要となります。その他既設の改造は必要ありません。
2-104	65	第2編	第3章	3.2.1	(5)ア 計量データ 処理システム	アセック製のデータ処理システムは5年毎に更新とありますが、リース品でも宜しいでしょうか。また現状契約されている見積書がありましたら、参考に提示頂けないでしょうか。	リース品としても構いません。その他開示できる資料はありません。
2-105	68	第2編	第3章	3.2.3	(6)ス	ス ランプウェイを採用する場合、除雪、凍結対策、搬入車両からの荷こぼれに留意した設計とする。とありますが、貴市の既存施設と同等程度の対策と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-106	68	第2編	第3章	3.2.4	(5)オ プラット ホーム出入口扉	停電時においても現場操作により扉が開閉できる構造としますが、停電時でも開は可能ですが、閉について手動では困難です。非常用電源負荷に見込という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-107	70	第2編	第3章	3.2.8	ごみピット (3)ア	単位体積重量が、P.18 表2-5の「0.176t/m ³ （基準ごみ）」と異なりますが、容量算出用は「0.178t/m ³ 」との理解でよろしいでしょうか。	単位体積重量は0.176t/m ³ に訂正します。よって、ごみピット容量は14,318m ³ 以上としてください。
2-108	70	第2編	第3章	3.2.8	ごみピット (4)付属品	屋内消火栓とありますが、消防設備については市消防様との協議により要否を決定することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、ごみピットの自主消火設備は設置して下さい。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-109	70	第2編	第3章	3.2.8	(5)ウ 有効容量	「第1ピットの基準レベルは投入扉仮面の水平線以下」と記載があり、一方「シュート等はある場合にはシュート下面」との記載もあります。扉にはシュートが付随しますが、第1ピットの有効容量基準レベルはどちらと考えれば宜しいでしょうか	第1ピットの投入扉に付属するシュート部の算定は、シュート下面とし、貯留時のごみの安息角を考慮した容量を除外してください。
2-110	80	第2編	第3章	3.4.3	(2)ア 炉体鉄骨	熱分解溶融設備は、提案方式の実績ある方法で支持することで宜しいでしょうか。なお、建築と同等の耐震性能を有し、建築と同一条件のもとに保有水平耐力の算定を行い耐震安全性を確認する等、特記事項に記載された条件は満足させます。	特記事項を満足することを条件に提案を可とします。
2-111	98	第2編	第3章	3.6.14	純水ポンプ	本項目は3.6.13純水タンクに付随するものであり、純水タンク同様に（必要に応じて設置）と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-112	101	第2編	第3章	3.7.2	有害ガス除去設備 (5)キ 入口濃度	「添付資料に示す他施設の処理前排ガス性状を参考に入口濃度を設定する。ただし、添付資料は参考であり、性状を保証するものではないことに留意する」とあります。添付資料とは、「閲覧資料8 クリーンセンター大崎 排ガス測定結果（バグフィルタ入口、平成29年度）」を指しているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-113	104	第2編	第3章	3.8.5	余熱利用施設熱供給設備	熱媒体の循環ポンプ及び制御は余熱利用施設側に設置頂く認識で宜しいでしょうか。	本施設にて設置及び制御してください。
2-114	104	第2編	第3章	3.8.5	余熱利用施設熱供給設備 (3)イ,ウ	供給熱量は本熱交換器の放熱分を含まない交換熱量、供給温度は本熱交換器出口の水温との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-115	105	第2編	第3章	3.9.1	(5)キ	押込送風機は専用室内に設置とありますが、他の騒音発生機器をまとめて同室内に設置しても宜しいでしょうか。	他の騒音発生機器とまとめて同室内に設置しても構いません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-116	110	第2編	第3章	3.10.5	焼却炉回収金属(磁性物)貯留設備 (3)ア, (5)イ	貯留設備の容量を検討するため、処理対象物に含まれる磁性物の量あるいは割合等をご提示願います。	貴社の経験により想定してください。なお、参考として、市で実施した可燃ごみの10種類組成分析では、金属類として1% (乾ベース) の調査結果があります。
2-117	115	第2編	第3章	3.12.1	集じん灰移動コンベヤ (5)ア 系列ごとに設置	「ろ過式集じん器から貯留槽までは系列ごとに設置する」とありますが、3基あるろ過式集じん器からそれぞれ系列ごとに3本のコンベヤで貯留槽まで搬送するというのでしょうか。それともコンベヤは複数系列設置するというのでしょうか。	3基あるろ過式集じん器からそれぞれ系列ごとに3本のコンベヤで貯留槽まで搬送してください。
2-118	115	第2編	第3章	3.12.1	(5)ア	系列ごとに設置するとありますが、実績に基づいた事業者の提案とさせて頂けないでしょうか。	No. 2-117を参照してください。
2-119	115	第2編	第3章	3.12.2	(5)エ 集じん灰貯留槽容量	集じん灰貯留槽の排出量の4日分とあり、飛灰処理物ピットも最大排出量の4日分とありますが、合計8日分を遵守するため、貯留槽の容量内訳は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-120	116	第2編	第3章	3.12.3	(5)ウ 同時車両搬出	飛灰処理物と同時車両搬出することは考えられにくいいため、削除頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-121	117	第2編	第3章	3.12.7	飛灰処理物ピット	飛灰処理物ピットを採用しない提案を認めて頂けないでしょうか。飛灰処理物は乾燥後の粉化・飛散が避けられず、特にピット内に設置する灰クレーンのメンテナンス環境は劣悪です。集じん灰貯留槽内部で密閉して保管することで、より安全な作業が可能となります。	要求水準書のとおりとします。
2-122	117	第2編	第3章	3.13.1	共通事項(5)	災害時の対応として7日以上での生活用水確保が必要ですが、災害時に施設を運用するための必要な範囲のみを想定した生活用水量で検討してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-123	120	第2編	第3章	3.14.4	(1)形式	生物処理、凝集沈殿、膜処理はいずれも必要に応じて設置するとの理解で宜しいでしょうか。	膜処理のみ必要に応じて設置とし、生物処理、凝集沈殿は必須としてください。
2-124	120	第2編	第3章	3.15.1	雑用空気圧縮機	貴市既設の設備構成に併せ、雑用空気と計装用空気の空気圧縮機は共用とすることで省エネ化を図っても宜しいでしょうか。	提案を可とします。ただし、計装用空気が不足しないようにしてください。
2-125	120, 121	第2編	第3章	3.15.2 3.15.3	環境集じん装置 休炉作業用集じん装置	「環境集じん装置」及び「休炉作業用集じん装置」の仕様を満足できる場合、1基にて提案することも可能と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
2-126	121	第2編	第3章	3.15.3	休炉作業用集じん装置	本装置は、「3.15.2 環境集じん装置」と兼用としてもよろしいでしょうか。	No. 2-125を参照してください。
2-127	123	第2編	第3章	3.15.12	説明用実物展示	ご指示の「既存東部環境センターの蒸気タービン、ごみクレーンバケット、破砕機」をそのままの姿で展示する場合、屋内に相当な設置スペースが必要となるため、機器の展示範囲は、事業者提案とさせていただけないでしょうか（例：破砕機はハンマー部分のみ展示等）。	破砕機は削除します。
2-128	123	第2編	第3章	3.15.12	説明用実物展示	展示する「既存東部環境センターの蒸気タービン、ごみクレーンバケット、破砕機」について、各機器の具体的な姿（全部または一部）に関してご指定がある場合には、その寸法や重量等をご提示願います。	見学者が機器の実物に触れることで、ごみ処理への理解が深まることを目的としています。この目的に合致するよう具体的な展示姿を提案してください。
2-129	123	第2編	第3章	3.15.12	(1)説明用実物展示	既存東部環境センターの蒸気タービン、ごみクレーンバケット、破砕機は、その一部を展示するものと考えても宜しいでしょうか。屋内展示の場合、当該設置場所の天井高さが必要になり、荷重も増え、経済的でない設計となる可能性が高くなります。また貴市既設のように模型での提案をお認め頂けないでしょうか。	No. 2-127、No. 2-128を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-130	125	第2編	第4章	4.2.2	(5)ア	幅員(有効)【20】m以上(ヤード部は含まない)とありますが、ヤードがある部分は20m以上の制限から外れるとの理解で宜しいでしょうか。	ヤードがある場合は、ヤード部を除き20m以上を確保してください。
2-131	126	第2編	第4章	4.2.2	(6)ス	高効率発電施設のプラットホーム(P68)及びマテリアルリサイクル施設のプラットホームの両方に、雑がみの選別ボックス1m ³ および保管スペース7m ² を設けることと記載がありますが、年間搬入量を加味し1カ所に集約(7m ²)する提案をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-132	127	第2編	第4章	4.3.1	粗大ごみ受入貯留ヤード (5)ア	本ヤードを面積(450m ² 以上)で指定するにあたり、想定されている選別部・貯留部の面積割合など、面積の設定根拠(参考レイアウト等)がありましたらご提示願います。	市で保有する他施設の状況から必要面積を想定しています。参考レイアウト等はありません。
2-133	127	第2編	第4章	4.3.1	(5)ア	面積は450m ² 以上とする。とありますが、粗大ごみ処理施設の日処理量から推定される3日分の粗大ごみの必要面積は、およそ33m ² 程度と考えます。450m ² もの面積が必要な理由、根拠をご教示頂けませんでしょうか。	No. 2-132を参照してください。
2-134	127	第2編	第4章	4.3.1	(5)コ 粗大ごみ受入貯留ヤードの床	床面は耐摩耗として、鋼材埋め込み式としますが、耐摩耗を考慮した床仕上げの提案として宜しいでしょうか。	鋼材埋め込み式を選択しない場合は、散布工法(合金骨材配合強靱床仕上材使用)としてください。その他「鋼材埋め込み式」の指定がある箇所はすべて同様とします。
2-135	127	第2編	第4章	4.3.2	(5)ア	面積は100m ² 以上とする。とありますが、適正処理困難物の搬入量から推定される必要面積は、およそ1~2m ² 程度と考えます。100m ² もの面積が必要な理由、根拠をご教示頂けませんでしょうか。	市で保有する他施設の状況から必要面積を想定しています。
2-136	128 146	第2編	第4章	4.3.4 4.7.2	(1)形式	【観音扉式】とありますが、マテリアルリサイクル推進施設は開閉頻度・臭気(密閉性)等の要求度が低いことから、実績等を踏まえ開閉速度の速い【高速スパイラルシャッター】を提案しても宜しいでしょうか。	高速スパイラルシャッターの提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-137	130 147	第2編	第4章	4.3.6 4.7.3	(5)オ	シュート部に転落防止バーを設置とありますが、貴市既設等の実績に基づいた安全対策(転落防止用チェーン及びフック方式等)を事業者が提案しても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおり、マテリアルリサイクル推進施設のプラットホームに転落防止用チェーン、フックを設置し、もえないごみ受入貯留ピット、缶類受入貯留ピットに転落防止バーを設置してください。
2-138	144	第2編	第4章	4.6.4	残渣集合コンベヤ (5)イ	コンベヤの計量機能について、ベルトテンションによる変動を最小化するために、ベルトスケール以外の方式をご提案させていただくことは可能でしょうか。	計量機能はベルトスケール以外の方式の提案を可としますが、計量法に従い指定検定機関による検定を受けることができる方式としてください。
2-139	144	第2編	第4章	4.6.4	(5)イ、ウ	特記事項のイウにて計量機能について記載されていますが、必要に応じて設置のコンベヤですので、本コンベヤを設けない場合は計量機能も不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、その場合、要求水準書第2編第4章4.5.7残渣搬送コンベヤは、同等の計量機能を有するものとしてください。
2-140	144	第2編	第4章	4.6.4	(5)イ、ウ	搬送物が軽量であることと、時間変動が大きいと、計量法上の検定を受けることが困難となることが懸念されます。ほかの計量方法を計画しても宜しいでしょうか。	No. 2-138を参照してください。
2-141	145	第2編	第4章	4.6.5	小型家電ストックヤード (5)ウ	「選別した小型家電は着脱式コンテナにて保管する」とありますが、着脱式コンテナは貴市(引取業者)にて準備されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-142	145	第2編	第4章	4.6.5	小型家電ストックヤード (5)ケ	確保すべき保管スペースは、ボタン電池、充電式電池それぞれに対して、箱1個分と考えてよろしいでしょうか。	小型家電ストックヤードでは、着脱式コンテナ脇に電池用コンテナを並べて、積み上げることを想定し、必要面積を想定しています。
2-143	147	第2編	第4章	4.7.4	(3)エ(イ)	予備バケット(クレーン2基分)とありますが、破碎設備用バケットと同じ仕様であれば破碎設備との2基分の共通予備としてよいとの理解で宜しいでしょうか。	クレーン2基分は誤記です。選別設備の運営業務は、事業者(リサイクル0)が担うため、それぞれ予備を設けてください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-144	151	第2編	第4章	4.8.1	びん手選別コンベヤ	びんの選別に関し、コンベヤのベルト有効幅、搬送速度などが規定されていますが、選別条件の検討により、不都合がありましたら別途計画しても宜しいでしょうか。他の手選別コンベヤについても同様です。	要求水準書のとおりとします。
2-145	151	第2編	第3章	4.8.1	びん手選別コンベア (5)特記事項 ケ	障害者に配慮した計画をする必要がありますが、特に設置を要する設備等の指定があればご教示をお願いします。	貴社の経験により想定してください。
2-146	152	第2編	第4章	4.8.2	びん再選別コンベヤ	一度手選別後のびんを、回収率向上のために設けられていますが、乗り継ぎの発生によりびんの割れが多少なりとも生じ、選別に不利となることが考えられます。また、手選別室が分散することにより、障害者のケアの面での条件も悪くなることも懸念されます。本コンベヤの作業員を手選別コンベヤに配置して、回収率を確保するものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-147	153	第2編	第4章	4.8.3	(5)イ～ケ	手選別コンベヤ有効幅500mmのご指定ですが、缶類の手選別は、破袋除袋補助、スプレー缶等有害危険ごみ等の選別で前方への投入方式ではないことからコンベヤ有効幅は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-148	154	第2編	第4章	4.9.1 4.9.2	(2)数量	各々2基とありますが、各々1基で対応できる能力とすること、および、アルミ缶プレス機はスチール缶プレス機との兼用を可とするとあるので、兼用式であれば全機で3基と考えて宜しいでしょうか。	兼用式の場合、全機で2基以上となります。
2-149	157	第2編	第3章	4.10.2	手解体ヤード (5)特記事項 ク	空調設備とは、部屋全体を対象とするものではなく、スポットクーラによる局所対応でもよろしいでしょうか。	部屋全体を空調するものとしてください。
2-150	159	第2編	第4章	4.11.3	機器工具類	入札説明書(p.42)【運營業務の役割分担】に記載された運轉管理業務・維持管理業務に必要な機器工具類を、請負者(事業者、または事業者(リサイクルO))がそれぞれ調達するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、特殊工具等は納入してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-151	159	第2編	第4章	4.11.4	測定検査器具類	入札説明書(p.42)【運営業務の役割分担】に記載された運転管理業務・維持管理業務に必要な測定検査器具類を、請負者(事業者、または事業者(リサイクルO))がそれぞれ調達するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、特殊器具等は納入してください。
2-152	161	第2編	第5章	5.1.1	共通事項(1)	「必要箇所に買電用(電気事業者所掌)と売電用(電気事業者設置で費用負担)の電力量計を備えること。また、VCTは兼用可能(電気事業者所掌で費用は按分)」とありますが、これらの費用は本項(16)に記載の、貴市が負担する「電力引込に係る工事負担金」に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、計量法による定期更新時は事業者側負担となります。
2-153	161	第2編	第5章	5.1.1	共通事項(7)	「解体工事に伴い設置する仮設計量棟については…盛り替えを行うこと」とありますが、見積もり提出までに現場での参加企業による調査はできないものと考えます。必要な盛り替え工事を具体的にご提示願います。	提示できる資料は添付資料及び閲覧資料のみとなりますので、貴社の経験により想定してください。
2-154	163	第2編	第5章	5.1.3	(2) 特別高圧変圧器 ウ 主要項目 (イ) タップ切替	特高変圧器が負荷時タップ切替付となっておりますが、電力会社側の系統の電圧変動レベルであれば無負荷タップ切替で十分であり、機器更新時の施設稼働への影響や維持管理費を考慮しても無負荷タップ切替のほうが合理的と考えますので、無負荷タップ切替前提の提案を実施しても宜しいでしょうか。	電力事業者と協議の結果、了承されれば、お見込みのとおりです。
2-155	163	第2編	第5章	5.1.3	特別高圧受変電設備 (2) オ(ウ)	P.161, 5.1.1(1)と同様に、係る費用は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、計量法による定期更新時は事業者側負担となります。
2-156	163	第2編	第5章	5.1.4	(3) 高圧配電盤 エ 盤構成	ご提示の盤構成は一例であり、用途・レイアウト、省エネルギーの観点も配慮した提案をさせていただいても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
2-157	164	第2編	第5章	5.1.4	高圧配電設備 (3) エ(オ)	災害時等に非常用発電機で1炉立上げを行う場合、非常用発電機の電力は原則すべての機器に供給できる必要があります。そこで、プラント動力盤等に非常用電力を配電可能な構成とする場合には、非常用プラント動力専用の盤を非設置としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、非常用発電機の過負荷防止のための負荷制限の方法等は、実績のある信頼性の高いものとしてください。また、非常用発電機から供給する負荷については要求水準書に記載の事項を遵守してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-158	164	第2編	第5章	5.1.4	(3) エ 盤構成	(カ)進相コンデンサ主幹盤に関し、進相コンデンサはコンビネーションスタータ (PF+VCS) による保護とし高圧配電盤の6kV母線に直接接続する案をご提案してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-159	164	第2編	第5章	5.1.4	(5) 進相コンデンサ盤 ア 形式	進相コンデンサ盤の形式は乾式パック型コンデンサを指示されていますが、汎用性のあるキュービクル式をご提案してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-160	164	第2編	第5章	5.1.4	(5) 進相コンデンサ盤 オ 特記事項	大容量機器に進相コンデンサ個別設置の指示がありますが、蒸気タービン発電機及び高圧母線に接続された進相コンデンサによる、無効電力制御で制御可能であれば、個別設置は省略してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-161	164	第2編	第5章	5.1.4	(5) 進相コンデンサ盤 オ 特記事項	複数の異なる容量のバンクの指示がありますが、使用頻度の平準化を図る為、容量を統一してご提案してもよろしいでしょうか。	休炉時等の低負荷時でも最適な力率を保持できる構成であれば問題ありません。
2-162	165	第2編	第5章	5.1.4	(6)変圧器盤 エ 盤(負荷)構成	ご提示の盤構成は一例であり、用途・レイアウト、省エネルギーの観点も配慮した提案をさせていただいても宜しいでしょうか。	提案を可とします。
2-163	165	第2編	第5章	5.1.4	高圧配電設備 (6)エ(オ)	P.164, 5.1.4 高圧配電設備(3)エ(オ)と同様、非常用プラント動力専用の変圧器は非設置としてよろしいでしょうか。	No. 2-157を参照してください。
2-164	165	第2編	第5章	5.1.5	低圧配電設備 (1)エ(オ)	P.164, 5.1.4 高圧配電設備(3)エ(オ)と同様、非常用切替器は非設置としてよろしいでしょうか。	No. 2-157を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-165	166	第2編	第5章	5.1.5	低圧配電設備 (2)エ(カ)	P.164.5.1.4 高圧配電設備(3)エ(オ)と同様、非常用切替器は非設置としてよろしいでしょうか。	No.2-157を参照してください。
2-166	171	第2編	第5章	5.1.7	(3)オ 特記事項	容量の算出で、非常用照明は電池内蔵型を採用する場合は本項不要と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-167	173	第2編	第5章	5.2.2	計装制御計画 (3)自動制御機能	本項には、プラント設備側で実施する自動制御が記載されていますが、サについては建築設備側で実施する自動制御という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-168	174	第2編	第5章	5.2.3	(2)排ガス・大気質 測定機器(キ)煙道 中排ガス水銀濃度計	排ガス中の水銀濃度はP253表3-3 要監視基準及び停止基準において、定期バッチ計測データを元に規定濃度を遵守することとなっていることから、煙道中排ガス水銀濃度計は不要と考えてよろしいでしょうか。	停止基準については定期バッチ測定による計測データとしていますが、要監視基準は提案としています。どのような提案であっても水銀濃度連続分析計は設置してください。
2-169	177	第2編	第5章	5.2.3	(4)ITV装置	「ごみ投入ホッパは投入対象ホッパへの自動切替モードを計画する」とありますが、クレーン操作室のモニタを4分割表示とし、ごみ投入ホッパを常時監視する計画としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-170	178	第2編	第5章	5.2.3	(4)ITV装置 表2-54	マテリアルのモニタ設置場所注記にごみ投入ホッパは投入対象ホッパへの自動切替モードを計画するとありますが、マテリアルではDBO、リサイクルOそれぞれで対象ホッパが別々のため自動切替モードは不要とさせて頂けないでしょうか。	誤記のため削除します。クレーン1台で投入対象ホッパ1箇所としてください。
2-171	179	第2編	第5章	5.2.5	データ処理装置	SPC事務所に設置するものは(5)のデータ処理端末のみとし、(1)データログ～(4)画面ハードコピー用カラープリンタの設置場所は中央制御室にてご提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-172	179	第2編	第5章	5.2.5	(2), (3), (4) プリンタ	プリンタは、用途別ではなく共用・共通仕様にして予備を含め2台にする等冗長性を考慮した構成としてもよろしいでしょうか。 (全てのデータは画面に表示されますので帳票を除き任意に出力できる計画です。)	お見込みのとおりです。
2-173	183	第2編	第6章	6.2.1	全体計画(15)	小動物侵入防止対策とありますが、敷地に対するものでしょうか、建物に対するものでしょうか。また、具体的な被害や侵入を受けている対象動物があればご教示をお願いします。	建物に対するもので、特にネズミ等の侵入による電気品等への被害防止を想定しています。
2-174	183	第2編	第6章	6.2.1	全体計画(15)	「本施設は、小動物等の侵入防止対策を講じる」とありますが、特に対策が必要と想定されている小動物についてご指定願います。	No. 2-173を参照してください。
2-175	183	第2編	第6章	6.2.1	全体計画(16)	「油使用室のうち、漏えいの可能性があるところは防爆使用とする」とありますが、どの室が必要かについてはp.200消火設備工事にあるように所轄消防署と協議の上決定すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-176	183	第2編	第6章	6.2.1	全体計画(21) イ エレベータ	「台数、かごの大きさについては、小学校1クラスの児童が移動できる程度」とありますが、小学生1クラスの定員は、何名を想定されているのでしょうか。	最大40名程度となります。
2-177	183	第2編	第6章	6.2.1	全体計画(21) イ エレベータ(ア)	「小学校1クラスの児童が移動できる程度」とありますが、標準的な1クラスの人数をご教示願います。また、1度に全員を乗せる必要はなく、複数回往復や階段利用を想定してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、階段利用のみでの移動は不可とします。
2-178	183	第2編	第6章	6.2.1	全体計画(21) イ(ウ)	「ストレッチャーが収納できるようにする」とありますがストレッチャーを搬送可能なエレベータの大きさを確保すると読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-179	184	第2編	第6章	6.2.2	(7) 引込鉄鋼	特別高圧の引込は鉄塔（東京電力パワーグリッド株式会社所掌）から地中埋設配管で計画しています。本項は非該当と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-180	184	第2編	第6章	6.2.2	本施設の外観 (8)	本文に関連して、さいたま市開発許可等手引書において既存10m以上の樹木またはその集団における保存の措置が求められています。敷地内の樹木の樹高がわかる調査資料をご提示願います。あわせて、保存対象とする樹木についてご提示願います。	敷地内の樹木は現地を確認してください。保存すべき樹木はありません。
2-181	184	第2編	第6章	6.2.3	工場棟平面計画(2)	各部材の構造区分は請負者にて判断できるものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-182	184	第2編	第6章	6.2.3	工場棟平面計画 (16)	「配置する居室は、表2-57、表2-58を基本とする。なお、運営事業者に係わる各諸室は、提案を可とするが、工場棟（事業リサイクル0）については、本事業との共用を不可とし、個別に整備する」とあります。これは、表2-58の施設欄に記載されている「工場棟（事業リサイクル0）」に該当する諸室を個別に設置するという理解でよろしいでしょうか。あるいは、事業（リサイクル0）の工場棟を個別に設置するということでしょうか。	表2-58の施設欄に記載されている「工場棟（事業リサイクル0）」に該当する諸室を個別に設置するものと理解してください。
2-183	187	第2編	第6章	6.2.3	(16) 表2-58	大会議室に装備する説明用電動スクリーンは、p.178・122・196等に記載のモニタと同一と解釈し、映像機器をご提案してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-184	187	第2編	第6章	6.2.3	工場棟平面計画 表2-58	通用口玄関については、事業者、事業リサイクル0で兼用としてよろしいでしょうか。	兼用としても構いません。
2-185	188	第2編	第6章	6.2.4	構造計画 (3) ア	「基礎は、良質は地盤に支持させる」とありますが、摩擦杭など支持杭以外の工法も含めて検討してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-186	189	第2編	第6章	6.2.6	一般構造(5) 建具 オ	「居室のガラスはLow-Eガラスとし、・・・」とありますが、外部に面する部分のみが対象という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-187	190	第2編	第6章	6.2.7	仕上計画 (2) イ	「軽量鉄骨間仕切り壁は、両面仕上げること」とありますが、PS、EPS部など片面仕上げの箇所もあります。両面仕上げの該当箇所は見えがかり部としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-188	191	第2編	第6章	6.2.8	(3) オ	ルーフファンを効率的に設けると記載がありますが、省エネ効果を目的とした事業者の提案(自然換気等)を認めて頂けますでしょうか。	機器の放熱を考慮した熱計算書により適切な炉室内温度が確保できることを条件に自然換気の提案を可とします。
2-189	191	第2編	第6章	6.2.8	工場棟の主な専用室 の概要 (8) ウ	「障害者用の緊急避難シュート」とありますが、消防法の定める避難器具「避難袋」でよろしいでしょうか。他、想定されている用具がありましたらご教示願います。	消防法の定める避難器具のうち、障害者全員が安全かつ迅速に避難できるものを設置してください。
2-190	192	第2編	第6章	6.2.8	工場棟の主な専用室 の概要 (15) クレーン操作室	ウ 自動窓洗浄装置を設置した窓に対し、更にごみピット側に歩廊及び洗浄設備(手動)が必要という認識で宜しいでしょうか。	ごみピットに面するクレーン操作室の監視窓、見学者通路の見学窓は、自動窓洗浄装置又は、歩廊と洗浄設備(手動)のいずれかを設置してください。
2-191	193, 194	第2編	第6章	6.2.9	見学者機能 (1) カ, ソ	小学生1クラスの定員は、何名を想定されているのでしょうか。	No. 2-176を参照してください。
2-192	194	第2編	第6章	6.2.9	(1) ト 表2-60	小学生最大7クラス、250名程度とありますので、1クラス35名程度という理解で宜しいでしょうか。	No. 2-176を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-193	194	第2編	第6章	6.2.9	(1)ト 表2-60	団体数が250名程度となっておりますが、264頁第9章9.3見学者対応の項において見学者数は最大200名程度となっております。こちらはどちらを正と理解すれば宜しいでしょうか。	250名程度を正としてください。
2-194	195	第2編	第6章	6.2.10	環境啓発機能	環境啓発機能を設けたスペースを開放する時間や曜日は事業者提案としてよろしいでしょうか。	既存施設と同等としてください、なお、既存施設の休館日は、土日を除く週1日及び年末年始です。
2-195	198	第2編	第6章	6.3.1	土木工事 (2)イ(ウ)施工	接続の計画をおこなうために敷地周囲の雨水排水路の深さが判別可能な断面図等を具体的にご提示願います。	提示できる資料は添付資料及び閲覧資料のみとなりますので、不足があれば現地確認してください。
2-196	199	第2編	第6章	6.3.1	土木工事 (2)カ(ア)	「囲障（フェンス）を全周囲設置する」とありますが、施工性を考慮してBエリア工事にてAエリア外周部も一括で施工することは可能でしょうか。	不可とします。
2-197	199	第2編	第6章	6.3.2	土木仕様 (2)駐車場	「路面厚は構内道路に準拠する」とありますが、一般車専用駐車場等用途が明確な部分については、駐車車両に応じた舗装構成とすることも可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-198	200	第2編	第6章	6.4.1	(1) 表2-64	外気温度 夏季40.4℃ 冬季-6.8℃とあり、貴市の実態と乖離した条件設定となっております。そのため貴市既設の空調温湿度条件に見直し頂けませんでしょうか。また換気の外気条件は建築設備設計基準（公共建築協会）の設計用屋外条件によるなど、提案によるという理解で宜しいでしょうか。	外気温度は、空調・換気ともに「建築設備設計基準」（国交省大臣官房官庁営繕部監修）の設計用屋外条件（熊谷）を参照してください。ただし、電気室関係については、施設の使用継続を重視するため、建設地周辺の近年の気候実績を考慮して計画してください。
2-199	200	第2編	第6章	6.4.1	空気調和設備工事 (1) 温室度条件	温湿度条件において、外気の湿球温度の表示がありません。数値をご提示願います。	No. 2-198を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-200	204	第2編	第6章	6.5.3	(7)急速充電設備	2基（スペースは3台分）とありますが、Bエリア整備後の設置で宜しいでしょうか。	提案を可とします。
2-201	204	第2編	第6章	6.5.3	その他工事 (7)急速充電設備 (オ)ii)	ご指示の駐車スペースは、表2-63 計画する駐車場（P.198）のうち、「一般来場者」用の一部に含めて確保するものと考えてよろしいでしょうか。	一般来場者用の駐車台数と別に設けてください。
2-202	205	第2編	第6章	6.6.1	解体工事の概要	「・・・なお、土壌汚染対策法の一定規模以上の形質変更の届出（法第4条申請）は提出済みである。」とありますが、調査命令や区域指定等はされないものと考え、土壌汚染対策法に関する工事上の制約はないものという理解でよろしいでしょうか。	No.2-4を参照してください。
2-203	212	第2編	第6章	6.6.3	工事範囲 (9)外構設備	「他施設へ供給（電気、給水、排水等）されているものは、解体工事に合わせて機能が維持できるように、移設、切り直し等を行う」とありますが、余熱利用を含め、切り直し工事等が必要な項目及び取合い点をご提示願います。	提示できる資料は添付資料及び閲覧資料のみとなりますので、貴社の経験により想定してください。
2-204	213	第2編	第6章	6.6.3	工事範囲（11）キ	各種モニタリング（施工前、施工中、施工後、連続測定）の測定項目は、p.214 6.6.5 環境保全基準（1）環境保全基準に記載されている項目という理解でよろしいでしょうか。	モニタリングの範囲は、要求水準書第2編第6章6.6.5～6.6.8の内容を含む施工に必要な法、規則、条例、通知、マニュアルで示されているものも含まれます。
2-205	215	第2編	第6章	6.6.6	(1) 廃棄物の区分と 処理・処分 10	解体時にはタンク内の薬品は可能な限り減量しているものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-206	215	第2編	第6章	6.6.6	(1) 廃棄物の区分と 処理・処分 12	鉄類、電線類の処分は自由処分という理解でよろしいでしょうか。	スクラップとして適正に処理してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-214	234	第2編	第6章	6.7.1	付帯工事全体計画	粗大ごみ処理施設を解体する際に、ごみ焼却工場棟と作業棟間を結ぶ既設の用役ライン(上水等)及び電気配線等に改造工事が発生すると考えます。改造工事の見積に必要な資料をご提示頂けないでしょうか。	提示できる資料は添付資料及び閲覧資料のみとなりますので、貴社の経験により想定してください。
2-215	234	第2編	第6章	6.7.1	付帯工事全体計画	仮設計量棟及び簡易小屋等の電力は既設工場棟から供給するとの理解でよろしいでしょうか。また、配電盤の改造はないものと捉えて宜しいでしょうか。	提案によるものとします。電源供給場所により改造が必要であれば改造して供給してください。
2-216	234	第2編	第6章	6.7.3	仮設ランプウェイ工事	仮設ランプウェイの歩道幅員をご提示願います。また、既設工場にはRC手すりがありますが仮設ランプウェイにも必要でしょうか。	歩道幅員の指定はありません。歩行者の安全確保のため、手すりは設けてください。
2-217	241	第3編	第1章	1.2.11	周辺施設整備等への協力	市等が行う事業等で、運営事業者が市の要請に基づき協力する内容を明示願います。	余熱利用施設整備事業や道路整備等一般的な公共事業の実施の際の一時的な施設出入口変更等が想定されますが、これに限りません。
2-218	241	第3編	第1章	1.2.11	周辺施設整備等への協力	「運営事業者は、事業計画地内及び周辺で市等が行う事業等に対し、市の要請に基づき協力するものとする」とありますが、運営業務の適正な遂行に支障が出ないようご配慮いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-219	243	第3編	第1章	1.2.13	マニュアル及び計画書等の作成 (3)業務報告書	「運営事業者は、上述の業務報告書のほか、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、運営事業者の事業所内に作成後契約期間にわたって保管し、…」とありますが、運営期間15年間分の紙文書の保管のスペース確保は困難なため、電子データでの保管をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-220	243	第3編	第1章	1.2.15	地元雇用や地元企業の活用	p.15に「建設事業者は、本業務の実施に当たって、下請負人等を選定する際は、地元企業（市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者。）の中から選定するよう努める。」とありますが、p.243では「運営事業者は、本業務の実施に当たって、下請人等を選定する際は、地元企業（市内に本店を有する者。）の中から選定するよう努める。」とあり、「営業所を含む」の記載がありません。運営事業でも建設事業と同様に営業所を含むものという理解でよろしいでしょうか。	地元企業の定義は、「市内に本店を有する企業（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）」です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-221	243	第3編	第1章	1. 2. 15	地元雇用や地元企業の活用	地元企業は、市内に本店又は本社を有する者との理解で宜しいでしょうか。	No. 2-220を参照してください。
2-222	244	第3編	第2章	2. 1	全体組織計画 (2) イ	「一般廃棄物処理施設における運転管理業務の現場総括責任者としての経験を有すること」とありますが、本条件に該当する技術者が限定的であるため、対象となる経験として「現場総括責任者又はそれに準じる経験を有する者（副責任者等）」としていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-223	245	第3編	第2章	2. 1	全体組織計画	「運営事業者は、本業務にかかる組織として、以下により適切な組織構成を計画するものとする。」とありますが、「表3-2 必要有資格者（参考）は参考であり、関係法令を遵守する範囲内において有資格者の配置は事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-224	245	第3編	第2章	2. 1	(3)	第2種ボイラ・タービン主任技術者を配置するとありますが、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解で宜しいでしょうか。	電気事業法第四十三条第2項による選任許可の申請が可能な有資格者であれば問題ありません。
2-225	245	第3編	第2章	2. 1	(4)	第2種電気主任技術者を配置するとありますが、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解で宜しいでしょうか。	電気事業法第四十三条第2項による選任許可の要件に該当しないため、認められません。
2-226	248	第3編	第3章	3. 2. 7	搬入時間 (1)	「市が実施するイベント等で搬入が必要な場合」とありますが、適切な運転体制を検討するために、当該イベント等の詳細（年間実施回数、搬入量等）につきまして、ご教示願います。	現状は、年2回のクリーン活動（ごみゼロ運動、レッツ・ジョイン）、大和田花火大会、十日まちなどのイベントから受け入れを行っています。
2-227	248	第3編	第3章	3. 2. 9	車両の調達等	マテリアルリサイクル推進施設の運転管理に必要な車両は事業者（リサイクル0）にて調達いただけないでしょうか。	事業（リサイクル0）に必要な重機及び車両は、事業者（リサイクル0）にて調達します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-228	248	第3編	第3章	3.3.1	(6)直接搬入ごみの分別	「運営事業者は、直接搬入されるごみのうち、雑がみをプラットホームにて選別し、1m ³ 程度のボックスに入れ保管し、市に引き渡す」とありますが、搬入物を把握している搬入者の方に適切なボックスに入れて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-229	248	第3編	第3章	3.3.3	料金徴収代行(1)	直接ごみを搬入する者への料金徴収代行業務における運営事業者の所掌業務は、計量棟における受付事務での收受のみであることを確認させて下さい(例えば、後納制度対象事業者の選定は貴市の管理範囲であり、債権回収の責任は負いかねます。従いまして、これらの請求及び收受は貴市の業務範囲として頂きますようお願い致します。)	お見込みのとおりです。
2-230	249	第3編	第3章	3.3.3	料金徴収代行(2)	「運営事業者は徴収した料金を…銀行から市に振り込むものとする。…」とありますが、当該振込に要する振込手数料は、貴市にてご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	振込手数料は、事業者にて負担してください。
2-231	249	第3編	第3章	3.4	搬入物の性状分析等	「頻度については、年4回以上(3ヶ月に1回)実施する。ただし、高効率ごみ発電施設については、年12回とし、運営開始後1年の間、年24回(2回/月)実施する」とありますが、分析頻度を年12回とする対象廃棄物は、もえるごみ、可燃性粗大ごみの2種類であり、この2種類以外の対象廃棄物の分析頻度は年4回と理解してよろしいでしょうか。	高効率ごみ発電施設の処理対象物は、ごみピットからの採取とし、年12回(運営開始後1年の間、年24回)とします。もえないごみ、粗大ごみ、破碎残渣、カレット残渣等については、年4回とします。
2-232	249	第3編	第3章	3.5	搬入管理(6)	「運営事業者は、定期的(月2回程度)に展開検査(パッカー車等の中身の検査)を行うものとする。…」とありますが、適正な人員配置等を検討するために、展開検査の1回当たりの検査台数をご教示願います。	3台程度とします。
2-233	250	第3編	第3章	3.9	資源物の管理(1)	事業(リサイクル0)から排出される資源物の管理責任は、リサイクル0事業者範囲という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-234	250	第3編	第3章	3.13	リサイクルフェアの実施(3)	リサイクル対象品の補修に対する製品の保証やPL法に関する保証は、事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-235	253	第3編	第4章	4.1	(1) ア	選別設備・保管設備で使用するドラム缶・パレット・フレコンバッグ等は、事業者（リサイクル0）の所掌と考えて宜しいでしょうか。 運営事業者の所掌となった場合、搬出車両への積み込み用のパレットは引取業者が手配するものと考え、運営事業者は場内で使用するパレットのみを手配するものと考えて宜しいでしょうか。 また搬出に使用された、ドラム缶、フレコンバッグは返却されまうでしょうか。	選別設備・保管設備で使用するドラム缶・パレット・フレコンバッグ等は、事業者（リサイクル0）の所掌とします。
2-236	253	第3編	第4章	4.1	備品・什器・物品・用役の調達 (1) イ	「本施設の電球等（事業（リサイクル0）を含む）」とありますが、事業者（リサイクル0）の執務スペースにおいて、事業者（リサイクル0）が直接使用する物品等（生活用品、事務消耗品等）、事業者（リサイクル0）が手配・納入した什器、備品等は、運営事業者でコントロールできないため、当該物品、什器、備品等につきましては、事業者（リサイクル0）が調達するものと理解してよろしいでしょうか。 また、事業者（リサイクル0）の責めに帰すべき事由により新たに調達する必要が生じた備品等につきましても、同様に事業者（リサイクル0）が調達するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-237	253	第3編	第4章	4.1	(1) カ	運営事業者が手配した移送、積み込み用重機は、運営期間終了後は運営事業者が引き上げてよいものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-238	256	第3編	第4章	4.13	急速充電設備	今後の電気自動車の普及等を鑑み、本設備での消費電力量を事業者が推定する事は困難と考えます。従って、事業者が提案する年間消費電力量及び年間売電電力量には本設備の消費電力量は見込まないこと、また運営時の売電量の算定においては、本設備の消費電力量を補正して頂くようお願いいたします。	お見込みのとおりです。
2-239	256	第3編	第4章	4.13	急速充電設備 (2)	「運営事業者は、…一般提携契約に必要な契約条件…行うものとする。」とありますが、応募者間の積算条件の公平性を確保するため、当該契約条件に要するコスト及び体制を設定願います。	NCS（合同会社日本充電サービス）のホームページを確認してください。
2-240	256	第3編	第4章	4.13	急速充電設備	「運営事業者は、市がNCS（合同会社日本充電サービス）と契約する一般提携契約に必要な契約条件（急速充電器に係る一切のメンテナンス、故障対応（コールセンター含む）、修理・部品交換等）を行うものとする」とありますが、契約条件が記載されたNCS発行文書等をご提示いただけないでしょうか。	No. 2-239を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-241	257	第3編	第6章	6.1.2	優先順位	「蒸気、電力等による余熱利用の優先順位としては、場内利用、余熱利用施設での利用の順に優先し、余剰電力が発生する場合は売電を行うことを基本とする。」と記載されていますが、電力に関し、高効率ごみ発電施設から余熱利用施設へ給電するという意味ではないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-242	258	第3編	第6章	6.3.2	(3)	運営事業者は、持ち込まれたごみ及び選別された資源物の移送ならびに残渣コンベヤの運転を行う。とありますが、選別設備・保管設備における持ち込まれたごみ及び選別された資源物の移送、また成型品、カレット、適正処理困難物等の搬出車両への積み込みは、事業者（リサイクル0）の所掌と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。適正処理困難物については、要求水準書第3編第3章3.3.1(7)に示すとおりです。また、びん、かんのプラットホームを他のプラットホームから独立させた場合で、びん、かんの一般持込があった場合には運営事業者にて選別設備の受入供給設備に移送するものとします。
2-243	258	第3編	第6章	6.4	飛灰又は溶融飛灰の処分	6.4.1 基本事項の飛灰又は溶融飛灰の資源化事業者への運搬・資源化又は最終処分場への運搬・埋立処分は、貴市の所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-244	260	第3編	第9章	9.1	清掃	清掃業務は、事業者自ら行うこともできると判断してよろしいでしょうか。 事業者で実施する場合、「9.1.3業務の要求事項(1)ウ」のユニホームは運営事業者のものでよろしいでしょうか。	構いません。
2-245	261	第3編	第9章		関連業務	「9.1 清掃」「9.2 植栽管理業務」につきましては、事業者（リサイクル0）の責めに帰すべき事由により、計画外の清掃及び植栽管理業務が必要となった場合は、免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	事業者（リサイクル0）の過失による場合でも清掃等の対応は事業者に求めますが、費用負担は原因者負担を原則とします。
2-246	261	第3編	第9章	9.1	清掃	施設を衛生的に保ち、作業員及び見学者が安全かつ快適に使用できることを前提に、清掃の項目・頻度は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-247	261	第3編	第9章	9.1.3	業務の要求事項(1)ウ	「清掃作業員は、…常に清潔な会社名入りのユニホームを着用する。」とありますが、外部業者に委託する場合、会社名入りのユニホームは、委託先の会社名になると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-248	263	第3編	第9章	9.1	植栽	植栽管理業務は、事業者自ら行うこともできるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-249	263	第3編	第9章	9.1.3	(2) (ウ) 特別清掃	表3-5中除草作業において3回/年となっておりますが、9.2.3(2)樹木管理ウ除草(ア)では年4回以上行うとございます。こちらはどちらが正でしょうか。	表3-5中の除草作業の項目は削除します。
2-250	263	第3編	第9章	9.2	植栽管理業務	施設内の良好な美観及び環境を保持することを前提に、各管理業務の時期・頻度・内容は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
2-251	264	第3編	第9章	9.3	見学者対応	行政視察等、貴市にて対応が必要となる見学者の申込受付については、貴市にて受付の最終決定をしていただけませんか。	行政視察については、事業者は受付のみを行い、市に報告するものとしてください。市は見学の可否を判断し、事業者に連絡します。
2-252	265	第3編	第9章	9.6	環境マネジメントシステムの確立と運用	貴市が定めるマニュアル等に沿った環境マネジメントシステムの運用に際し、審査登録や認証更新等、運営事業者が負担すべき費用があれば明示願います。	市の内部規定であるため、審査登録や認証更新等の費用は発生しません。
2-253	265	第3編	第9章	9.6	環境マネジメントシステムの確立と運用 (1)	「運営事業者は、…なお、運営事業者の費用負担はない。」とありますが、貴市の環境マネジメントシステムに基づく体制を整備・運用するものと理解してよろしいでしょうか。もしくは、事業者にて費用が生じない独自の環境マネジメントシステムを確立・運用することを想定されているのでしょうか。 また、必要な体制及びコストを検討するために、貴市の環境マネジメントシステムに関する資料（マニュアル、報告書等）をお示し頂けないでしょうか。	市の環境マネジメントシステムに基づく体制を整備・運用するものとしてください。 環境局環境施設環境方針、環境局環境施設マネジメントマニュアル等は、閲覧資料として開示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-254	271	第5編	第1章	1.2.2	要求水準書の遵守	「本要求水準書に疑義が生じたとき、また、本要求水準書に明記されていない事項については、市及び焼却灰資源化事業者が良識ある判断のもとに協議して定めるものとする。ただしそれに要する費用は受託者の負担とする。」とされていますが、この場合の費用とは、何を意味するものでしょうか。また受託者とは、焼却灰資源化事業者を指すものと解して宜しいでしょうか。	協議に必要な資料作成、協議出席に伴う事業者の人件費等の一切としますが、これに限るものではありません。ここでの受託者とは、焼却灰資源化事業者を指します。
2-255	272	第5編	第1章	1.2.10	環境マネジメントマニュアル	「焼却灰運搬事業者は、・・・」とありますが、本編の内容から「焼却灰資源化事業者は、・・・」と解して差し支えないですか。	お見込みのとおりです。
2-256	添付資料1					CADデータもしくはPDFデータをご提示願います。	本事業への参加を希望する企業に提供します。当該資料の受け取りに際しては、配布を受けるための事前予約を「入札説明書 第5章 1 (13)担当課」に電話にて連絡して行い、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参してください。
2-257	添付資料2					CADデータもしくはPDFデータをご提示願います。	No. 2-256を参照してください。
2-258	添付資料4				配置計画条件図	接続の可否検討のため、前面各道路に埋設されている上水、排水、雨水、都市ガスほかの埋設状況や仕様をご提示願います。また電気、電話、通信等の架線状況をご提示願います。	提示できる資料は添付資料及び閲覧資料のみとなりますので、貴社の経験により想定してください。

3 落札者決定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
3-1	8	第4章	1 (1)	ア	基本方針	「周辺地域や地元が開かれた廃棄物処理施設」とありますが、“開かれた”の意図するところについて、具体的なお要望などありましたらお聞かせください。	第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画 5-5 推進体制に掲げる市の取組みに寄与する廃棄物処理施設を想定しています。
3-2	8	第4章	1 (1)	イ	組織体制・人員配置計画	「他施設での運転管理経験」に関して、貴市施設での経験が優位に評価されることがないように、提案内容を公平に評価していただきますようお願いいたします。	「他施設」は、本市施設と他都市施設とでの区別は設けていません。
3-3	8	第4章	2 (2)	ア	①公害防止基準を満足するための取組み	煙突出口ガスに含まれる各成分は、濃度が同じでも、排ガス量が多いほど排出量も多くなります。各社、排ガス量に差異が生じることが予想されるため、濃度（要監視基準値など）のほかに、排出量の評価も必要であればご指示願います。	審査の視点に基づく評価を行います。
3-4	8	第4章	2 (3)	イ	②最終処分量の最小化	「最終処分量の削減」とは、本施設から貴市所掌で資源化又は最終処分される飛灰・溶融飛灰量の削減を指すものであるという理解でよろしいでしょうか。	審査の視点のとおりです。
3-5	8	第4章			表4-1	「2 (3) イ ②」にて、最終処分場の延命化に向けて、別途、埋設廃棄物の処理に関連する提案を求められていますが、ここでは埋設廃棄物の処理が出来ることが評価されるのでしょうか。それとも埋立処分に比べて埋設廃棄物の処理をすることで高い経済性が得られる場合にのみ評価されるのでしょうか。	最終処分場の延命への期待を本審査項目の視点の1つとしています。その方策の1つとして、埋立廃棄物の処理に関する提案も可としたもので、それに限り評価するものではありません。
3-6	8	第4章	2 (3)	イ	②最終処分量の最小化	「市のごみ処理に伴い発生する最終処分量」とは何を指すものか、具体的な条件（種類、性状、発生量など）をご教示願います。	本施設を含む市のごみ処理に伴い発生する最終処分量を指します。
3-7	8	第4章	2 (3)	イ	②最終処分量の最小化	「市のごみ処理に伴い発生する最終処分量」を最小化するため、本施設で処理する場合においても、掘起しと同様に、その処理を理由とした施設規模の増加や設備機器等の追加は認められないとの解釈でしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
3-8	8	第4章	2 (3)	イ	②最終処分量の最小化	「市の最終処分場の延命を期待」とありますが、これは埋設廃棄物を掘起して本施設で処理することが評価されるのでしょうか。	No. 3-5を参照してください。
3-9	8	第4章			表4-1	2(4)ア②災害廃棄物の仮置場とありますが、一次仮置場または二次仮置場のどちらでお考えでしょうか。	一次、二次は決まっています。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
4-1	様式第4号				構成員及び協力企業一覧表	焼却灰の資源化を行う者等の各業務名が様式にて明記されておりますが、元の様式に記載の無い業務（例：金属類の資源化）を担う企業を構成員、協力企業とする場合は、元の様式の業務名称を修正して申請しても宜しいでしょうか。	不可とします。入札説明書に記載の各項の要件を満たす企業以外の企業を構成企業とすることは認めません。
4-2	様式第6号	[2/5]	6		添付資料	業務名称が、「建設対象施設の建築物の設計・建設を行う者」となっていますが、内容を鑑み、「建設対象施設の建築物の設計を行う者」と読み替えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-3	第6号	6			構成員及び協力企業について必要な書類	「納税証明書」の「直近1か年分」とは、前事業年度を指すものと理解してよろしいでしょうか。	参加資格確認基準日の直近1年の間に終了した事業年度（1か年分）の納税証明書を提出してください。ただし、参加資格確認基準日が、納税の申告期限内であり、当該期間の納税証明書が得られない場合には、参加資格確認申請書類提出時は、その前事業年度の納税証明書を提出するものとし、当該期間の納税証明書が得られ次第、速やかに再提出してください。
4-4	第6号	6			構成員及び協力企業について必要な書類	提出する納税証明書について、下記の事項をご教示願います。 ①消費税及び地方消費税、法人税については、未納の税額がないことの証明（「その3の3」（消費税及地方消費税と法人税））を提出することで足りるものと理解してよろしいでしょうか。 ②法人市民税については、貴市に納付すべき税がある場合にのみ提出すればよいものと理解してよろしいでしょうか。または、各企業の法人住民税の納税証明書の提出と理解すればよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②法人市民税の納税証明書は、本市への納税義務がある場合に提出してください。
4-5	第6号	6			構成員及び協力企業について必要な書類	「会社概要」については、会社のパンフレットを提出すればよろしいでしょうか。	結構です。
4-6	様式第9号-2				高効率ごみ発電施設のプラント設備に係る設計・建設工事実績	安定稼働（90日以上連続運転、かつ、参加表明書の提出日において1年以上の稼働）を証する書類について、PFI（DBOを含む）事業を実施している施設の場合は、市から運営を受託しているSPCの証明でも可として頂けないでしょうか。	不可とします。当該一般廃棄物処理施設の所有者である地方公共団体の証明を添付してください。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
4-7	様式第9号-3				マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備に係る設計・建設工事実績	安定稼働（90日以上連続運転、かつ、参加表明書の提出日において1年以上の稼働）を証する書類について、PFI（DBOを含む）事業を実施している施設の場合は、市から運営を受託しているSPCの証明でも可として頂けないでしょうか。	No. 4-6を参照してください。
4-8	第9号-5				一般廃棄物処理施設（全連続燃焼式焼却施設）の運転管理業務実績	「※ 当該施設の運転管理を業務として受託している場合は、…書類を添付してください。」とありますが、下記の事項をご教示願います。 ①「契約書の写し」については、発注者との守秘義務に係る部分は黒塗りにして提出してもよろしいでしょうか。 ②「施設の概要がわかる書類」については、施設のパンフレットを提出すればよろしいでしょうか。	①必要な内容が確認できれば、ご質問のような箇所の黒塗り等は構いません。 ②パンフレットで結構です。
4-9	第9号-5				一般廃棄物処理施設（全連続燃焼式焼却施設）の運転管理業務実績	「※ 実績がPFI又はDBO事業の場合には、…書類を添付してください。」とありますが、契約書の写しを提出すればよろしいでしょうか。契約書の写しを提出する場合、必要事項が記載された箇所の抜粋の提出でよろしいでしょうか。また、発注者との守秘義務に係る部分は黒塗りにして提出してもよろしいでしょうか。	特別目的会社の出資者であることを証する書類として株主名簿の写し等、当該事業の運営業務において主たる業務を担っていることを証する書類として契約書の写し等を提出してください。 必要な内容が確認できれば、ご質問のような箇所の黒塗り等は構いません。
4-10	第9号-6				配置予定者	「※ 現場総括責任者として業務を行った施設の運転管理を業務として受託している場合、…書類を添付してください。」とありますが、下記の事項をご教示願います。 ①「契約書の写し」については、発注者との守秘義務に係る部分は黒塗りにして提出してもよろしいでしょうか。 ②「施設の概要がわかる書類」については、施設のパンフレットを提出すればよろしいでしょうか。	No. 4-8を参照してください。
4-11	第14号(別紙3)	入札価格参考資料（市のライフサイクルコスト）				2032年度の自動計算シートが空欄となっています。他の年度と同様の数式が入るという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。他の年度と同様の数式を入力してください。
4-12	第16号-2-2				地域経済への貢献金額（定量評価）	「賃金（平均年収）」とは、会社負担分の社会保険料等を除く労働者本人への支給額を指すものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
4-13	様式16号-2-2				地域経済への貢献金額（定量評価）	市内人材とは、さいたま市内に在住かつさいたま市に住民票を有する者とするとありますが、当該評点向上のため、従業員に強制的に住居を移動させかねない事を想定すると、憲法22条で定められた居住移転の自由に抵触する懸念があります。従業員の家族事情等で住民票を移しにくい状況も見込まれますので、さいたま市内に在住として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、提案の条件を統一するための一定のルールとして定めているものです。記載の条件の中で、各種法令を遵守するとともに、社会倫理、企業倫理を守った提案及び事業の実施を行ってください。ご質問のような強制的な対応を伴うような行き過ぎた行為は禁じます。
4-14	様式第16号-2-2				地域経済への貢献金額（定量評価）	計上できる発注額は二次下請けまでとするとありますが、図2地域貢献金額の加算対象の範囲（共同施工方式：甲型JVの場合）において、一次下請けまでしか記載がありません。甲型JVの場合の二次下請けの取り扱いにつき、ご教示頂けないでしょうか。	一次下請けの計算方法と同様の計算により得られた額を計上できるものとします。
4-15	第16号-2-2					運営期間中における地域経済への貢献金額について、年度毎の提案金額未達はペナルティの対象とならず、運営期間の合計額が提案未達の場合のみペナルティの対象となると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-16	第17号2-2(別紙1)	二酸化炭素排出量			燃料	排出量算出用の各数値は、マテリアルリサイクル推進施設を含まない値という理解でよろしいでしょうか。	燃料、電力は、マテリアルリサイクル推進施設も含む本施設全体の値を入力してください。 なお、本様式により計算されるごみ1tあたりの二酸化炭素排出量は、焼却ごみ量1tあたりの本施設全体の二酸化炭素排出量となります。そのため、「適合状況判定」欄の自動計算結果が、適合・不適合のいずれになっても構いません。 また、様式集（Word版）様式第17号-2-2は、様式内指定表の「基準」欄を削除して、使用してください。
4-17	第17号2-2(別紙1)	二酸化炭素排出量			燃料、電力、外部へ熱供給	「ごみ中の水分平均値」に記載されている数値が基準ごみの値であるため、「燃料の年間使用量」、「電力の提案値」には、基準ごみの値を入力するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-18	第17号2-2(別紙1)	二酸化炭素排出量			買電量、売電量、外部への熱供給	「外部へ熱供給（GJ/年）」には「提案値を入力」することとなっていますが、全炉停止期間以外は熱量9.2GJ/hを24時間供給するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-19	第17号2-2(別紙1)	二酸化炭素排出量			燃料、電力、外部へ熱供給	入力する売電量等は、年間ごみ処理量が「103,281 t/年」となるよう、運転時間を調整して求めた値という理解でよろしいでしょうか。 (例：103,281t/年÷420t/日≒245.9日/年)	様式第17号-3-2（別紙1、2）と整合を図ってください。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
4-20	第17号-3-2	(別紙1)			電力収支及び発電効率 2. 発電電力	「注3：外気温度15.3℃（年平均気温（2017年））とすること」と記載されています。これは1年を通して外気温度は15.3℃一定として計算するという理解でよろしいでしょうか。あるいは、年平均気温が15.3℃になっている2017年の各月の平均気温を採用して計算してもよろしいでしょうか。	一定として計算してください。
4-21	様式第17号-3-2				売電量（定量評価）	季節（外気温度）変動による発電電力の変動が計算に含まれておりません。年間発電量精算の考え方をご教示ください。	発電電力量の算定にあたり、提案の条件を統一するために外気温度を一定としています。提案売電電力量の達成状況の確認においては、実稼働条件を当てはめた値と比較しますので、外気温度の違いによる出力の差は考慮されます。その計算方法等の詳細は、受注者との協議により決定します。
4-22	様式第17号-3-2	別紙1				ごみ質は実際に処理するごみ質に数値を変更しても宜しいでしょうか。（カレット残渣等を考量して）	本様式に示すごみ質は、カレット残渣を考慮した結果とします。
4-23	第17号3-4	2	(3)	イ	②最終処分量の最小化	入札説明書P. 35, 8, (6)に「飛灰又は溶融飛灰の発生量、処分等の方法、運搬及び処分等に要する費用を提案すること」とありますが、本様式にてご指定の内容を含めて提案するという理解でよろしいでしょうか。	No. 1-33を参照してください。
4-24	第17号3-4	2	(3)	イ	②最終処分量の最小化	入札説明書P. 35, 8, (6), アに記載の「提案する資源化事業者の関心表明等」は、本様式の添付資料として様式第19号に綴じ込むという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-25	第17号3-4	2	(3)	イ	②最終処分量の最小化	貴市の清掃事業概要を見ると、焼却灰の約半数をセメント資源化されている施設がありますが、全量資源化していない理由をご教示願います。	一般廃棄物処理基本計画に基づき、処理しています。
4-26	第17号3-4	2	(3)	イ	②最終処分量の最小化	市のごみ処理に伴う最終処分場の延命化の提案として、本事業範囲外である最終処分場の掘り起し提案を認めていただいておりますが、掘り起し以外で最終処分場の延命に寄与する方策の提案も認めていただけたらと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
4-27	様式第18号-1-1	別紙1			■SPCのキャッシュフロー表	キャッシュフローは当該年度発生する収入と支払で整理してよろしいでしょうか。実際には法人税の納付タイミングは所得算定年度の翌年度にずれこみますが、キャッシュフロー計画上は、当該所得算定年度に納付するものと見做しても構いませんか。	ご質問の算出方法で構いません。
4-28	第21号-2	環境影響評価用施設概要資料（高効率ごみ発電施設）	1	(2)	1) ⑤飛灰処理物	飛灰処理物の量は、提案値、あるいは環境影響評価の観点から発生し得る最大量（資源化先が受け入れできない場合等を考慮）とする等、ご指定の条件がありましたらご教示願います。	提案値としてください。

5 基本協定書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
5-1	2	3	3	2	運営事業者の設立	運營業務開始前の運營業事業者の所在地は、さいたま市外の代表企業等の事務所でも御了解頂けないでしょうか。所在地を設けるためには、事務所賃借費用等が必要です。運營業務開始前の費用を抑制して、事業費増大の防止を考えています。	No. 1-17を参照してください。
5-2	3	5	2		損害賠償金	「前項の規定により・・・落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、落札金額（落札者の入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した額をいう。）の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間中に支払わなければならない。」とありますが、「共同連帯して」の削除をお願い出来ますか？	原文のとおりとします。 なお、基本協定書（案）及び基本契約書（案）に規定している損害賠償金、違約金等に係る「共同連帯」または「連帯」については、構成企業全社による共同負担を義務付けているものではありません（同様の質問において、以下同じ）。
5-3	4	5	3		損害賠償金	「発注者に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、落札者を構成する各当事者は、発注者に対して共同連帯して当該部分に係わる損害賠償義務を負う。また、発注者が既に・・・落札者を構成する各当事者は、発注者に対して共同連帯して賠償金の支払の義務を負うものとする。」とありますが、「共同連帯して」の2箇所の削除をお願い出来ますか。	原文のとおりとします。
5-4	4	6	1	3	談合その他不正行為に対する措置	本号も本事業の入札に関しての定めと理解して宜しいでしょうか。	本号は、落札者決定後から事業契約の本契約としての成立前において、事由の如何を問わず、本市の入札参加停止の措置を受けたときに適用となります。
5-5	4	6	2		談合その他不正行為に対する措置	「前項の規定により、発注者が事業契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、落札額の・・・支払わなければならない。」とありますが、「共同連帯して」の削除をお願い出来ますか。	原文のとおりとします。
5-6	4	6	3		談合その他不正行為に対する措置	「発注者に生じた損害額が前項の規定する違約金の金額を超える場合には、落札者を構成する各当事者は、発注者に対して共同連帯して当該超過分に係わる損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散して・・・この場合において、落札者を構成する各当事者は、発注者に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。」とありますが、「共同連帯して」の2箇所の削除をお願い出来ますか。	原文のとおりとします。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
5-7	5	8	3		事業契約の不成立	「落札者の責に帰すべき事由により事業契約につき本契約として成立しなかった場合において、落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、落札金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。」ありますが、「共同連帯して」の削除をお願い出来ますか。	原文のとおりとします。
5-8	5	8	4		事業契約の不成立	「発注者に生じた損害額が前項の規定する違約金の金額を超える場合には、落札者を構成する各当事者は、発注者に対して共同連帯して当該超過分に係わる損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散して・・・この場合において、落札者を構成する各当事者は、発注者に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。」ありますが、「共同連帯して」の2箇所を削除をお願い出来ますか。	原文のとおりとします。

6 基本契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
6-1	2	7	2	1-イ	運営事業者の運営	運營業務開始前の運営事業者の所在地は、さいたま市外の代表企業等の事務所でも御了解頂けないでしょうか。所在地を設けるためには、事務所賃借費用等が必要です。運營業務開始前の費用を抑制して、事業費増大の防止を考えています。	No. 1-17を参照してください。
6-2	3	7	8		運営事業者の運営	市が必要がある場合は、財務諸表等を公表することができるものとされていますが、会社法の定めによる公告の義務以上の公開は、ご容赦頂けないでしょうか。財務書類は、運営事業者のコスト競争力等、同業他社に公開しがたい情報が含まれています。従って、会社法以上の対応はご容赦ください。	原文のとおりとします。 ただし、公表の際には第25条（秘密保持）の規定に基づき対応します。
6-3	6	16	3, 4		各当事者間の調整	焼却灰の運搬及び資源化業務を他の事業者へ代替させる必要が生じた場合、他の事業者への切替えにより生じた追加費用は運営事業者が負担するものと理解してよろしいでしょうか。 また、灰資源化が出来ず処分を行う場合は、入札説明書57ページに記載の減額措置に基づき、処分費実費負担に加え30,000円/tのペナルティーを運営事業者が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	代替理由が、不可抗力等の市がやむを得ないと認めた場合を除き、お見込みのとおりです。
6-4	6	16	3, 4		各当事者間の調整	複数の焼却灰運搬業者および資源化業者に分散させる提案を事業者が行う場合、各業者への委託量割合が計画から変動することが考えられますが、その際に各業者の委託単価差等により追加費用が生じても、貴市にはご負担頂けないものと理解してよろしいでしょうか。	委託量割合の変動理由によります。
6-5	6	16	3		受注者を構成する各当事者間の調整	「焼却灰運搬事業者が焼却灰運搬業務委託を履行することができなくなり、他の事業者に焼却灰運搬業務を代替させる必要があるときは、運営事業者は、発注者に他の焼却灰運搬業務の事業者を提案するものとし、受注者は、運営事業者の提案提出に協力するものとする。」とありますが、事由・期間に係わらず運営事業者が代替の提案を行なうものと解してよろしいですか。また、下位文書である焼却灰運搬業務委託契約書(案)では、類似の条項はないので上位文書である本基本契約書の条項が適用されると解して宜しいですか。	前段については、原文のとおりとします。 後段については、基本契約の定めは、基本契約の有効期間内において、当事者間に適用されます。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
6-6	6	16	4		受注者を構成する各当事者間の調整	「焼却灰資源化事業者が焼却灰資源化業務委託を履行することができなくなり、他の事業者に焼却灰資源化業務を代替させる必要があるときは、運営事業者は、発注者に他の焼却灰資源化業務の事業者を提案するものとし、受注者は、運営事業者の提案提出に協力するものとする。」とありますが、事由・期間に係わらず運営事業者が代替の提案を行なうもと解してよろしいですか。また、下位文書である焼却灰資源化業務委託契約書（案）では、類似の条項はないので上位文書である本基本契約書の条項が適用されると解して宜しいですか。	No. 6-5を参照してください。
6-7	6	16	5		各当事者間の調整	事業者提案によって計画された焼却灰の量又は性状が変動した場合、その原因が発注者起因（搬入ごみ質、ごみ量の変動等）でない限り、全て受注者の責任と負担により、本事業を履行する必要があると考えてよろしいでしょうか。	本項に基づく協議により決定します。
6-8	6	16	5		受注者を構成する各当事者間の調整	「焼却灰運搬事業者が運搬し、焼却灰資源化事業者が処理する・・・4者で協議を行うものとする。」とありますが、下位文書である焼却灰運搬業務委託契約書（案）及び焼却灰資源化業務委託契約書（案）の両文書にも類似の条項がございません。上位文書である本基本契約書の条項が適用されると解して宜しいですか。また、可能なら上記の両下位文書にも条文を追加することは検討できますか。	お見込みのとおりです。 なお、本条項の内容は、契約締結者に当該4者を含む契約とする必要があることから、基本契約において定めています。基本契約の有効期間中に適用されるものです。
6-9	7	22			損害賠償	「本基本契約の各当事者は、・・・受注者は、発注者に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。」とありますが、「連帯して」を削除願えますか。	原文のとおりとします。
6-10	7	23	2		契約の不調	「前項にかかわらず、受注者の責に帰すべき事由により、・・・のいずれかが本契約に至らなかった場合には、受注者は発注者に対して・・・違約金を支払う義務を連帯して負担するものとする。」とありますが、「連帯して」を削除願えますか。	原文のとおりとします。
6-11	7	23	3		契約の不調	「前項の違約金の定めは・・・発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行なうことを妨げないものとする。この場合かかる受注者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。」とありますが、「この場合、かかる受注者・・・連帯債務となるものとする。」の文書の削除を願えますか。	原文のとおりとします。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
6-12					その他	焼却灰に関する性状等のデータを委託者から受託者へ適宜提供出来るよう条文を検討願いたい。	条文は追加しませんが、必要なデータは委託者より提供します。

7 建設工事請負契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
7-1	4	5条の2	2	1~3	著作権の譲渡等	実施設計図書は、受注者がこれまでの事業で培ってきた技術・ノウハウ等の蓄積の成果であり、無制限に第三者に開示することで受注者の競争上の地位を著しく害するおそれがあるため、開示に際しては、貴市の情報公開条例を準用し、受注者と協議のうえ、開示範囲は受注者の承諾部分に限定することとさせていただけるようお願い致します。	第55条（秘密保持）の規定に基づき無制限に第三者に開示はしません。 情報公開条例に基づく開示請求は、条例に従い適切に行います。
7-2	6	10			現場代理人及び主任技術者等	現場代理人は工事進捗に合わせて構成企業の中から選任し、必要に応じて変更できるという理解でよろしいでしょうか。	現場代理人の変更は、市の請求による場合や変更せざるを得ない事情が発生した場合を除き、原則認めません。
7-3	6	10			現場代理人及び主任技術者等	監理技術者は構成企業の中から建築工事、プラント工事、解体工事それぞれの該当工事期間中に別々に配置するものという理解でよろしいでしょうか。	主任技術者又は監理技術者は、工事実施体制に応じて建設業法に則って配置してください。
7-4	8	10条の5	3		事前調査	要求水準書等に定める現地調査とは、入札説明書第5章1(2)の現地見学会以外にどの部分を指すかご教示ください。	本条に定める現地調査とは、入札説明書第5章1(2)の現地見学会ではありません。要求水準書P14 第2編第1章1.1.4(5)ア事前調査を指します。
7-5	8	11	2		履行報告	年度終了時に発注計画と発注実績を示した発注状況を報告することとありますが、年度毎の計画未達はペナルティの対象とならず、建設工事終了時における提案未達のみがペナルティの対象となると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7-6	13	25	1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について、建築及びプラントの各々で変更請求できるという理解で宜しいでしょうか。	No. 1-51を参照してください。
7-7	13	25	6		予期することのできない特別の事情	インフレスライド条項によるという理解で宜しいでしょうか。	原文のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
7-8	23	46の2	3		契約が解除された場合等の違約金	「当該契約保証金又は担保をもって…」と記載されていますが、この担保には履行保証保険も含まれていると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7-9	27	55	4		秘密保持	本項の「その他の必要な措置」は具体的にはどのような措置を想定しているかご教示ください。 また本項の場合には、貴市の情報公開条例が適用され、受注者と協議のうえ、開示範囲は受注者の承諾部分に限定されるという理解で宜しいでしょうか。	現時点で具体的な想定はありません。 情報公開条例の適用は、条例の範囲内となります。

8 運營業務委託契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
8-1	3	5	13		業務遂行	「受託者による本運營業務委託契約上の義務の履行に要する光熱水費その他の費用（放送法（昭和25年法律第132号。）による受信料を含む。）は、…」とありますが、事業者（リサイクル0）の執務スペースにおける通信・電話・テレビ等の利用状況は、事業者でコントロールできないため、当該費用を事業者にて見積ることは困難です。つきましては、応募者間の積算条件の公平性を確保するため、本事業で見込むべき通信料・電話料・放送法（昭和25年法律第132号。）による受信料を設定願います。	事業者（リサイクル0）の通信・電話・テレビ等の受信料は、事業者（リサイクル0）が負担します。
8-2	4	9	2		知的財産権	本項の規定により、委託者が著作権及びその他の知的財産権を利用する際に、第三者への開示が必要な場合、本条4項が準用されるという理解で宜しいでしょうか。	第4項は、受託者の作成した成果物の公開に関する規定です。第三者への開示が必要な場合に、受託者の営業上の秘密が含まれるときは、第62条（秘密保持）の規定に基づきます。
8-3	6	15	1		料金の徴収事務	本項の業務も、運營業務委託契約書（案）第10条の規定に則り、提案書等に構成企業に委託することを記載して、貴市の承諾を得れば、SPCから構成企業に委託可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8-4	7	20	3		住民対応	「受託者は、本施設に対してさいたま市民又は周辺住民等による電話照会、訪問等があった場合には、適切に対応しなければならない。」とありますが、事業者（DBO）は一民間企業であり、市民や運搬業者に対する行政的な強制力・権限を持っていないため、行政サイドに裁量権がある事項に関する問い合わせ（ごみの受入基準、ごみ処理手数料等）の対応は、貴市の所掌と理解してよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。また、要求水準書P265第3編第10章10.1(6)も参照してください。
8-5	7	22	1	(5)	資源物等及び余熱に係る取扱い	「受託者は、運営対象施設のうち、マテリアルリサイクル推進施設で回収される鉄、アルミ類、小型家電、有害危険ごみ等…」とありますが、運営対象施設（リサイクル0）で回収される資源物につきましては、事業者（リサイクル0）の事業範囲と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8-6	11	36	1		ごみ量	運營業務委託料B及びDは、ごみ量変動で改定される記載がございません。固定費なので基本的には、ごみ量による変動はありませんが、ごみ量が計画よりも著しく増えた場合、設備稼働増、受付人員増等の事態が生じる可能性があります。こうした状況に陥った場合は、委託料の改定を協議させて頂けないでしょうか。	ご質問の場合には、第39条（入札説明書別紙3、4(4)）に基づき協議を行います。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
8-7	14	46	3		改良保全	新技術等の導入インセンティブを事業者に持たせて頂くことを目的に、導入の結果得られたメリットを事業者に還元することをご検討頂けないでしょうか。	本項による協議によります。
8-8	16	50	1		委託者による解除の場合の違約金	「運營業務委託料の10分の1に相当する金額…」と記載されていますが、2頁第4条2項(契約の保証)に記載している運營業務委託料を15で除した額の10分の1と同様、運轉業務委託料の10分の1に相当する金額→運轉業務委託料を15で除した額の10分の1に相当する金額と解釈でよろしいでしょうか。	原文のとおり、運營業務委託料の10分の1に相当する金額です。
8-9	19	60	2		協議会の設置	協議会に、関連する企業、団体、外部有識者を参加させることができる。とあるが参加者に対する情報提示は、第62条の秘密保持を前提としたものと解釈して宜しいでしょうか。	本条の規定に基づき別途作成する協議会の設置要綱に、秘密保持の内容を含めるものとします。
8-10	20	62	4		秘密保持	本項の「その他の必要な措置」は具体的にはどのような措置を想定しているかご教示ください。 また本項の場合には、貴市の情報公開条例が適用され、受注者と協議のうえ、開示範囲は受注者の承諾部分に限定されるという理解で宜しいでしょうか。	No. 7-9を参照してください。
8-11	-	別紙7			保険	記載されている保険は、別紙7に例示として記載されている保険も含め、事業者が事故発生リスクと保険料を勘案して、付保する保険を提案するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

9 焼却灰運搬業務委託契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
9-1	10	31	4		解除の効果	「焼却灰運搬業務委託料の10分の1に相当する額を…」と記載されていますが、2頁第2条2項(契約の保証)に記載している焼却灰運搬業務委託料を15で除した額の10分の1と同様、焼却灰運搬業務委託料の10分の1に相当する金額→焼却灰運搬業務委託料を15で除した額の10分の1に相当する金額の解釈でよろしいでしょうか。	原文のとおり、焼却灰運搬業務委託料の10分の1に相当する金額です。
9-2	11	31	7		解除の効果	「当該契約保証金又は担保をもって…」と記載されていますが、この担保には履行保証保険も含まれていると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

10 焼却灰資源化業務委託契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
10-1	1	1	4	3	不可抗力	その他の自然災害には、火山噴火による降灰、火砕流等も含まれると解釈してよろしいか。	通常予見可能な範囲外のを指します。
10-2	2	5	1		秘密の保持等	「受託者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。」ありますが、「受託者」を「委託者および受託者」に変更願えますか。	原文のとおりとします。なお、市職員については、地方公務員法第34条により守秘義務が定められています。
10-3	2	5	2		秘密の保持等	「受託者は、本業務の遂行により生じた成果物、未完成の成果物及び本業務を行う上で得られた記録等（以下「成果物等」という。）他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。」ありますが、この場合の成果物は、完了報告書と解して宜しいですか。	成果物は、要求水準書第5編に定める業務実施報告書及びその他の報告書を指します。
10-4	3	6	3		権利義務の譲渡等の禁止	委託者は、本焼却灰資源化業務委託契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。」とありますが、この場合成果物は完了報告書と解して宜しいですか。	No. 10-3を参照してください。
10-5	7	23			瑕疵担保	「委託者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に瑕疵があることが発見されたときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵を修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。」とありますが、本条における成果物とは、第5条、第6条で推察した完了報告書と解して差し支えないでしょうか。	No. 10-3を参照してください。
10-6	10	31	4		解除の効果	「焼却灰資源化業務委託料の10分の1に相当する額を…」と記載されていますが、2頁第2条2項(契約の保証)に記載している焼却灰資源化業務委託料を15で除した額の10分の1と同様、焼却灰資源化業務委託料の10分の1に相当する金額→焼却灰資源化業務委託料を15で除した額の10分の1に相当する金額の解釈でよろしいでしょうか。	原文のとおり、焼却灰資源化業務委託料の10分の1に相当する金額です。
10-7	11	31	7		解除の効果	「当該契約保証金又は担保をもって…」と記載されていますが、この担保には履行保証保険も含まれると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

11 事業間連携に係る協定書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
11-1	1	2	1		事業者間の協力	「事業者（DB0）及び事業者（リサイクル0）は、相互に協力して事業（DB0）及び事業（リサイクル0）の各運営業務を履行しなければならない。」とありますが、事業者（DB0）の業務に影響を及ぼす可能性のある以下の事項について、事業者（リサイクル0）の遵守義務として規定頂けないでしょうか。 ・運営対象施設（リサイクル0）から発生する残渣等の適正な性状維持 ・用役（電気、水等）の適正使用 ・公害防止基準の遵守（要求水準書 第2編 第1章 1.2.13）	ご質問の内容は、事業（DB0）、事業（リサイクル0）のいずれにおいても、当然遵守すべき内容です。
11-2	2	4	2		設計・建設期間における三者協議	ご指示の通り「事業者（リサイクル0）の意見・要望等の反映に最大限努める」所存ですが、その内容が要求水準を大幅に上回る場合には、貴市にて負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	協議により決定します。
11-3	3	7	1		特定調達品の供給	事業者（リサイクル0）は、入札時に必ず、運営事業者に特定調達品の見積を取り、それを基にした入札が行われることを入札説明書に明記頂くようお願い致します。	入札価格の積算は、入札参加者が適切に行うものであり、要望には応えられません。
11-4	3	8	4		秘密保持	本項の「その他の必要な措置」は具体的にはどのような措置を想定しているかご教示ください。 また本項の場合には、貴市の情報公開条例が適用され、受注者と協議のうえ、開示範囲は受注者の承諾部分に限定されるという理解で宜しいでしょうか。	No. 7-9を参照してください。